

一 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）

改正案

資産の流動化に関する法律

目次

第一編 総則（第一条・第二条）

第二編 特定目的会社制度

第一章 届出（第三条・第十三条）

第二章 特定目的会社

第一節 総則（第十四条・第十七条）

第二節 設立（第十八条・第二十五条）

第三節 社員の権利義務等（第二十六条・第四十九条）

第四節 特定目的会社の機関

第一款 社員総会（第五十条・第六十三条）

第二款 取締役（第六十四条・第七十八条）

第三款 監査役（第七十九条・第八十四条）

第五節 計算及び会計監査人（第八十五条・第七十条）

第六節 特定社債

第一款 通則（第八十条・第一百零三条）

第二款 転換特定社債（第一百三十二条の二・第一百三十二条の三）

第三款 新優先出資引受権付特定社債（第一百三十二条の四・第

現行

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 登録（第三条・第十三条）

第三章 特定目的会社

第一節 通則（第十四条・第十七条）

第二節 設立（第十八条・第二十五条）

第三節 社員の権利義務等（第二十六条・第四十九条）

第四節 特定目的会社の機関

第一款 社員総会（第五十条・第六十三条）

第二款 取締役（第六十四条・第七十八条）

第三款 監査役（第七十九条・第八十四条）

第五節 計算及び会計監査人（第八十五条・第七十条）

第六節 特定社債（第八十条・第一百零三条）

第七節 定款の変更（第一百四十二条・第一百零八条）

第八節 資産流動化計画の終了に伴う仮清算（第一百四十二条・第一百零九条）

第九節 解散（第一百四十三条・第一百四十四条）

百十三条の五)

- 第七節 定款の変更(第百十四条・第百十八条)
- 第八節 資産流動化計画の変更(第百十八条の二・第百十八条の七)
- 第九節 優先資本の減少(第百十八条の八・第百十八条の十)
- 第十節 資産流動化計画に基づく業務の終了に伴う仮清算(第百十九条・第百二十条)
- 第十一節 解散(第百二十一条・第百二十四条)
- 第十二節 清算
 - 第一款 通則(第百二十五条・第百三十条)
 - 第二款 特別清算(第百三十一条)
 - 第十三節 雑則(第百三十二条・第百四十一条)
 - 第三章 業務(第百四十二条・第百五十三条)
 - 第四章 監督(第百五十四条・第百六十条)
- 第三編 特定目的信託制度
 - 第一章 総則(第百六十一条・第百六十三条)
 - 第二章 届出(第百六十四条・第百六十七条)
 - 第三章 特定目的信託
 - 第一節 特定目的信託契約(第百六十八条・第百七十一条)
 - 第二節 受益権の譲渡等(第百七十二條・第百七十八條)
 - 第三節 受益証券の権利者の権利
 - 第一款 権利者集会(第百七十九条・第百九十二条)
 - 第二款 代表権利者等(第百九十三条・第百九十二条)

第十節 清算

- 第一款 総則(第百二十五条・第百三十条)
- 第二款 特別清算(第百三十一条)
- 第十一節 雑則(第百三十二条・第百四十一条)
- 第四章 業務(第百四十二条・第百五十三条)
- 第五章 監督(第百五十四条・第百六十条)
- 第六章 雑則(第百六十一条・第百六十四条)
- 第七章 罰則(第百六十五条・第百八十五条)
- 附則

第四節 計算等（第二百三二条・第二百七条）

第五節 信託契約の変更等（第二百八条・第二百八条）

第六節 受託信託会社等の権利義務等（第二百九条・第二百二十五条）

第七節 雑則（第二百二十六条・第二百二十七条）

第四編 雑則（第二百二十八条・第二百三十一条）

第五編 罰則（第二百三十二条・第二百五十四条）

附則

第一編 総則

（目的）

第一条 この法律は、特定目的会社又は特定目的信託を用いて資産の流動化を行う制度を確立し、これらを用いた資産の流動化が適正に行われることを確保するとともに、資産の流動化の一環として発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、一般投資者による投資を容易にし、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「特定資産」とは、資産の流動化に係る業務として、特定目的会社が取得した資産又は受託信託会社等が取得した資産をいう。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、特定目的会社が業として特定資産の流動化を行う制度を確立し、特定資産の流動化に係る業務の適正な運営を確保するとともに、特定資産の流動化の一環として発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、一般投資者によるこれらの証券に対する投資を容易にし、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「特定資産」とは、次に掲げる資産をいう。

(削る)

(削る)

(削る)

2 この法律において「資産の流動化」とは、一連の行為として、特定目的会社が資産対応証券の発行若しくは特定目的借入れにより得られる金銭をもって資産を取得し、又は信託会社若しくは信託業務を営む銀行その他の金融機関が資産の信託を受けて受益証券を発行し、これらの資産の管理及び処分により得られる金銭をもって、次の各号に掲げる資産対応証券、特定目的借入れ及び受益証券に係る債務又は出資について当該各号に定める行為を行うことをいう。

一 特定社債券、特定約束手形若しくは特定目的借入れ又は受益証券
その債務の履行

二 優先出資証券 利益の配当及び消却のための取得又は残余財産の分配

3 この法律において「特定目的会社」とは、次編第二章第一節の規定に基づき設立された社団をいう。

4 この法律において「資産流動化計画」とは、特定目的会社による資産の流動化に関する基本的な事項を定めた計画をいう。

5 この法律において「優先出資」とは、特定目的会社に対する出資であって、当該出資をした者が、当該特定目的会社の利益の配当又は残余財産の分配を、当該特定目的会社に対して特定出資をした者

一 不動産（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の宅地又は建物をいう。以下同じ。）

二 指名金銭債権（指名債権であつて金銭の支払を目的とするものをいう。以下同じ。）

三 前二号に掲げるものを信託する信託の受益権
(新設)

2 この法律において「特定目的会社」とは、第三章第一節の規定に基づき設立された社団をいう。

(新設)

3 この法律において「優先出資」とは、特定目的会社に対する出資であつて、当該出資をした者が、当該特定目的会社の利益の配当又は残余財産の分配を、当該特定目的会社に対して他の種類の出資を

に先立って受ける権利を有しているものをいう。

6 | この法律において「特定出資」とは、特定目的会社に対する出資であって、特定目的会社を設立する発起人が当該特定目的会社の設立の際に払込みを行った出資（第百十六条の規定により新たに引き受けられた出資を含む。）をいう。

7 | (略)

8 | この法律において「優先出資証券」又は「特定社債券」とは、優先出資につき特定目的会社が第四十六条の規定により発行する出資証券又は特定社債につき特定目的会社が第百十二条第一項において準用する商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百六条の規定により発行する債券をいう。

9 | (略)

10 | (略)

(削る)

11 | この法律において「特定目的借入れ」とは、特定目的会社が第百

した者に先立って受ける権利を有しているものをいう。

4 | この法律において「特定出資」とは、特定目的会社に対する出資であって、優先出資以外の出資をいう。

5 | (略)

6 | この法律において「優先出資証券」又は「特定社債券」とは、優先出資につき特定目的会社が第四十六条の規定により発行する出資証券又は特定社債につき特定目的会社が第百十二条第一項において準用する商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百六条の規定により発行する債券をいう。

7 | (略)

8 | (略)

9 | この法律において「特定資産の流動化」とは、一連の行為として、資産対応証券の発行により得られる金銭をもって特定資産を取得し、当該特定資産（当該特定資産を信託する信託の受益権を含む。）の管理及び処分により得られる金銭をもって、次の各号に掲げる資産対応証券に係る債務又は出資について当該各号に定める行為を行うことをいう。

一 特定約束手形又は特定社債券 その債務の履行

二 優先出資証券 利益の分配及び消却のための取得又は残余財産の分配

(新設)

五十条の六の規定により行う資金の借入れをいう。

12 この法律において「特定目的信託」とは、この法律の定めるところにより設定された信託であつて、資産の流動化を行うことを目的とし、かつ、信託契約の締結時において委託者が有する信託の受益権を分割することにより複数の者に取得させることを目的とするものをいう。

13 この法律において「資産信託流動化計画」とは、特定目的信託による資産の流動化に関する基本的な事項を定めた計画をいう。

14 この法律において「受益証券」とは、特定目的信託に係る信託契約に基づく信託の受益権を表示する証券であつて、受託者がこの法律の定めるところにより発行するものをいう。

15 この法律において「受託信託会社等」とは、特定目的信託の受託者である信託会社又は信託業務を営む銀行その他の金融機関をいう。

16 この法律において「代表権利者」とは、第九十二条第一項の規定により権利者集会により選任された者をいう。

17 この法律において「特定信託管理者」とは、第九十九条第一項の規定により受託信託会社等により選任された者をいう。

第二編 特定目的会社制度

第一章 届出

(届出)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第二章 登録

(登録)

第三条 特定目的会社は、資産の流動化に係る業務を行うときは、あらかじめ金融再生委員会に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出（以下「業務開始届出」という。）を行う特定目的会社は、次に掲げる事項を記載した届出書を金融再生委員会に提出しなければならない。

一 商号

二 営業所の名称及び所在地

三 役員の名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所

四 第六条の規定に基づくすべての特定社員の承認があつた年月日

五 その他総理府令で定める事項

3 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款

二 資産流動化計画

三 特定資産の譲受けに係る予約その他の総理府令で定める契約の契約書の副本又は謄本

四 特定資産の管理及び処分に係る業務を行わせるために設定する信託その他の契約に関する書類として総理府令で定める書類

五 第六条の承認があつたことを証する書面

六 その他総理府令で定める書類

第四条 削除

第三条 特定目的会社は、金融再生委員会の登録を受けなければ、特定資産の流動化に係る業務を行ってはならない。

（登録の申請）

第四条 前条の登録を受けようとする特定目的会社は、次に掲げる事

項を記載した申請書を金融再生委員会に提出しなければならない。

一 商号

二 営業所の名称及び所在地

三 役員の名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所

四 特定資産の流動化に関する計画（以下「資産流動化計画」という。）

五 その他総理府令で定める事項

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款

二 特定資産の流動化に関する実施計画（以下「資産流動化実施計画」という。）

三 資産流動化計画で定められた特定資産の譲受けに係る契約の契約書案（以下「特定資産譲受契約書案」という。）

四 資産流動化計画で定められた特定資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約その他総理府令で定める契約の契約書案（以下「特定資産管理委託等契約書案」という。）

五 その他総理府令で定める書類

（資産流動化計画）

第五条 資産流動化計画には、特定資産の流動化に係る業務に関する基本的な事項として次に掲げる事項を記載しなければならない。

（資産流動化計画）

第五条 資産流動化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 資産流動化計画の計画期間及び計画期間に関する事項として総
理府令で定める事項
- 二 資産対応証券及び特定目的借入れに関する次に掲げる事項
 - イ 優先出資証券においては、総口数の最高限度、優先出資の内
容（利益の配当又は残余財産の分配についての優先的内容を含
む。以下この号、第三十八条第二項第三号、第四十五条第四号
及び第百十三条の二第二項において同じ。）その他の発行及び
消却に関する事項として総理府令で定める事項
 - ロ 特定社債券においては、総額、特定社債の内容その他の発行
及び償還に関する事項として総理府令で定める事項
- 八 転換特定社債券においては、総額、転換の条件、転換によっ
て発行すべき優先出資の内容、転換を請求することができる期
間その他の発行及び償還に関する事項として総理府令で定める
事項
 - 二 新優先出資引受権付特定社債券においては、次に掲げる事項
 - (1) 総額
 - (2) 各新優先出資引受権付特定社債に付する新優先出資の引受
権（以下この号において「引受権」という。）の内容
 - (3) 引受権を行使することができる期間
 - (4) 引受権のみを譲渡することができることとする場合は、そ
の旨
 - (5) 引受権を行使しようとする者の請求があるときは、新優先

- 一 資産流動化計画の計画期間及び当該計画期間に関する事項とし
て総理府令で定める事項
- 二 資産対応証券に関する次に掲げる事項
 - イ 優先出資証券においては、総額、優先出資の内容（利益の配
当又は残余財産の分配についての優先的内容を含む。第三十八
条第二項第三号及び第四十五条第四号において同じ。）その他
の発行に関する事項及び消却に関する事項として総理府令で定
める事項
 - ロ 特定社債券においては、総額、特定社債の内容その他の発行
に関する事項及び償還に関する事項として総理府令で定める事
項
- (新設)
- (新設)
- (新設)

出資引受権付特定社債の償還に代えてその発行価額をもって
第百十三条の五において準用する商法第三百四十一条ノ十六
第一項の払込みがあつたものとする旨

(6) 利益の配当については、第百十三条の五において準用する
商法第三百四十一条ノ十六第一項の規定による払込みを行つ
た時の属する営業年度又はその前営業年度終了の日において
新優先出資の発行があつたものとみなす旨

(7) その他発行及び償還に関する事項として総理府令で定める
事項

ホ 特定約束手形においては、限度額その他の発行及び償還に関
する事項として総理府令で定める事項

ヘ 特定目的借入れにおいては、限度額その他の借入れ及び弁済
に関する事項として総理府令で定める事項

三 特定資産の内容、取得の時期及び譲渡人その他の特定資産に関
する事項として総理府令で定める事項

四 特定資産の管理及び処分の方法、管理及び処分に係る業務を行
わせるために設定する信託の受託者その他の特定資産の管理及び
処分に関する事項として総理府令で定める事項

五 資金の借入れ（特定目的借入れを除く。）に関する事項として
総理府令で定める事項

六（略）

2（略）

ハ 特定約束手形においては、限度額その他の発行に関する事項
及び償還に関する事項として総理府令で定める事項

（新設）

三 特定資産の取得に関する事項として総理府令で定める事項

四 特定資産の管理及び処分に係る業務の受託者その他の特定資産
の管理及び処分に関する事項として総理府令で定める事項

（新設）

五（略）

2（略）

(資産流動化計画に係る特定社員の承認)

第六条 特定目的会社が業務開始届出を行うときは、資産流動化計画について、あらかじめすべての特定社員(特定出資に係る持分(以下「特定持分」という。))を有する者をいう。以下同じ。))の承認を受けなければならない。

(業務開始届出に係る特例)

第七条 特定目的会社が資産の流動化に係る業務のうち資産対応証券の発行に先立って特定資産の取得その他の総理府令で定めるものを行う場合であつて、業務開始届出を行うときは、第五条の規定にかかわらず、同条第一項第二号に掲げる事項のうちその記載の省略が投資者の保護に反しないものとして総理府令で定めるもの(次項において「特定事項」という。))の記載を省略することができる。この場合において、第三条第三項第三号及び第四号に掲げる書類のうち総理府令で定めるものの添付を省略することができる。

2 前項の規定により特定事項の記載を省略して業務開始届出を行った特定目的会社が、資産流動化計画に基づき資産対応証券の発行を行うときは、あらかじめ、総理府令で定めるところにより、当該特定事項を記載した書類及び前項後段の規定により添付を省略した書類を金融再生委員会に提出しなければならない。

(特定目的会社名簿)

第八条 金融再生委員会は、特定目的会社名簿を備え、総理府令で定

(資産流動化実施計画)

第六条 資産流動化実施計画には、総理府令で定めるところにより、特定資産の流動化に係る業務の具体的な内容を記載しなければならない。

(登録の実施)

第七条 金融再生委員会は、第四条第一項の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を特定目的会社登録簿に登録しなければならない。

一 第四条第一項各号に掲げる事項

二 登録の年月日及び登録番号

2 金融再生委員会は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

3 金融再生委員会は、総理府令で定めるところにより、特定目的会社登録簿及び特定目的会社登録簿に登録された特定目的会社の資産流動化実施計画を公衆の縦覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

第八条 金融再生委員会は、第四条第一項の申請書を提出した者が次

めるところにより、これを公衆の縦覧に供しなければならない。

2 金融再生委員会は、特定目的会社名簿に第三条第二項第一号から第三号までに掲げる事項及び第百五十七条又は第百五十八条の規定による金融再生委員会の処分に関する事項その他総理府令で定める事項を登載しなければならない。

の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類に虚偽の記載があり、若しくは記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 特定目的会社でない者
- 二 資産流動化計画その他の定款の規定又は資産流動化実施計画、特定資産譲受契約書案若しくは特定資産管理委託等契約書案の内容が法令に違反している特定目的会社
- 三 役員又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある特定目的会社
 - イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
 - ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
 - ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者
 - ニ この法律、証券取引法、商法、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）、有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）、宅地建物取引業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）、割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）、外国証券業者に關する法律（昭和四十六年法律第五号）、貸金業の規制等に関する法律（昭和四十六年法律第五号）、貸金業の規制等に関する法律（昭和四十六年法律第五号）、貸金業の規制等に関する法律（昭和四十六年法律第五号）

する法律（昭和五十八年法律第三十二号）、特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）、抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第一百四十四号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六条、第四十七条、第四十九条若しくは第五十条の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

ホ 第三条の登録を取り消された特定目的会社においてその取消しの日前三十日以内にその役員又は政令で定める使用人である者で、当該取消しの日から三年を経過しないもの

2 金融再生委員会は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければなら

(届出事項の変更)

第九条 特定目的会社は、第三条第二項各号(第四号を除き、第十一条第五項において準用する場合を含む。)に掲げる事項又は資産流動化計画に変更があつたときは、総理府令で定める期間内に、金融再生委員会に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出(以下この編において「変更届出」という。)を行う特定目的会社は、当該変更の内容及びその理由を記載した届出書を金融再生委員会に提出しなければならない。

3 変更届出が資産流動化計画の変更に係る場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 変更後の資産流動化計画
- 二 資産流動化計画の変更がこの法律の規定に基づき行われたことを証する書類として総理府令で定める書類
- 4 金融再生委員会は、変更届出を受理したときは、次に掲げる事項を特定目的会社名簿に登録しなければならない。

- 一 変更届出のあつた年月日
- 二 変更届出が第三条第二項各号(第四号を除き、第十一条第五項において準用する場合を含む。)に掲げる事項の変更に係るときは、当該変更の内容

三 変更届出が資産流動化計画の変更に係るときは、その変更があつた旨及び変更年月日

ない。

(登録事項等の変更)

第九条 特定目的会社は、第四条第一項第一号から第三号まで又は第五号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を金融再生委員会に届け出なければならない。

2 特定目的会社は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、第三条の登録に係る資産流動化計画を変更することができる。

- 一 その変更の内容が総理府令で定める軽微なものに該当する場合
 - 二 その変更の内容が一般投資者の保護に反しないことが明らかなものとして総理府令で定めるものに該当する場合(前号に掲げる場合を除く。)
- において、あらかじめ金融再生委員会の承認を受けたとき。

3 特定目的会社は、前項第一号の規定による変更の承認を受けようとするときは、当該変更の内容及びその理由を記載した承認申請書を金融再生委員会に提出しなければならない。

4 金融再生委員会は、前項の承認申請書の提出があつたときは、当該承認申請書に記載された資産流動化計画の変更の内容が法令に違反している場合を除き、その承認をしなければならない。

5 特定目的会社は、第二項第一号に掲げる場合に該当して、又は前項の規定による承認を受けて資産流動化計画の変更をしたときは、その変更をした日から二週間以内に、その旨を金融再生委員会に届

け出なければならぬ。

6 特定目的会社は、第一項又は前項の規定による届出に係るこれらの規定に規定する事項の変更によりその資産流動化実施計画に変更が生ずるときは、当該届出の際、その変更後の資産流動化実施計画を金融再生委員会に提出しなければならない。

7 金融再生委員会は、第一項又は第五項の規定による届出を受理したときは、当該届出があった事項を特定目的会社登録簿に登録しなければならない。

8 金融再生委員会は、第六項の規定により特定目的会社から変更後の資産流動化実施計画の提出を受けたときは、既に公衆の縦覧に供されている当該特定目的会社の資産流動化実施計画に代えて、当該変更後の資産流動化実施計画を公衆の縦覧に供しなければならない。

(資産流動化計画に係る業務の終了の届出)

第十条 特定目的会社は、資産流動化計画に従って、優先出資の消却、残余財産の分配並びに特定社債、特定約束手形及び特定目的借入に係る債務の履行を完了したときは、その日から三十日以内に、その旨を金融再生委員会に届け出なければならない。

2 金融再生委員会は、前項の規定による届出を受理したときは、同項の資産流動化計画に基づく業務が終了した旨及びその届出のあった年月日を特定目的会社名簿に登録しなければならない。

(計画に係る業務の終了の届出)

第十条 特定目的会社は、第三条の登録に係る資産流動化計画に従い発行した優先出資、特定社債及び特定約束手形に係る消却又は残余財産の分配及び債務の履行を完了したときは、その日から三十日以内に、その旨を金融再生委員会に届け出なければならない。

2 金融再生委員会は、前項の規定による届出を受理したときは、同項の資産流動化計画に基づく業務が終了した旨及びその届出のあった年月日を特定目的会社登録簿に付記しなければならない。

(新たな資産流動化計画の届出)

第十一条 特定目的会社が新たな資産流動化計画に基づく資産の流動化に係る業務を行うときは、あらかじめ、総理府令で定めるところにより金融再生委員会に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出(以下この編において「新計画届出」という。)は、前条第一項の規定による届出をした特定目的会社でなければ行つことができない。

3 新計画届出を行う場合にあつては、特定目的会社は、第一百九条第一項の社員総会の承認があつたことを証する書類を添付しなければならない。

4 金融再生委員会は、新計画届出を受理したときは、その届出のあつた年月日を特定目的会社名簿に記載しなければならない。

5 第三条第二項及び第三項(第一号を除く。)、第六条並びに第七条の規定は、新計画届出について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

(廃業の届出)

第十二条 (略)

2 金融再生委員会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る特定目的会社を特定目的会社名簿から抹消しなければならない。

(資産流動化計画の変更登録)

第十一条 前条第一項の届出をした特定目的会社は、当該届出に係る資産流動化計画以外の資産流動化計画(次項において「新計画」という。)に基づく特定資産の流動化に係る業務を行つとするときは、金融再生委員会の変更登録を受けなければならない。

2 前項の変更登録を受けよとする特定目的会社は、総理府令で定めるところにより、新計画を記載した変更登録申請書を金融再生委員会に提出しなければならない。

3 第四条第二項及び第五条から第八条までの規定は、第一項の変更登録について準用する。この場合において、第七条第一項第一号中「第四条第一項各号」とあるのは、「第四条第一項第四号」と、同項第二号中「登録の年月日及び登録番号」とあるのは、「変更登録の年月日」と、第八条第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは、「第二号」と読み替えるものとする。

(廃業の届出)

第十二条 (略)

2 特定目的会社が前項各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該特定目的会社の第三条の登録は、その効力を失つ。

(名義貸しの禁止)

第十三条 削除

第二章 特定目的会社

第一節 総則

(定款)

第十八条 (略)

2 特定目的会社の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 五 (略)

(削る)

六 (略)

七 (略)

八 存立の時期又は解散の事由

3 次に掲げる事項は、定款に記載しなければ、その効力を有しない。

一 四 (略)

五 特定目的会社の負担に帰すべき設立費用(定款の認証の手数料及び出資又は特定社債の払込みの取扱いについて銀行又は信託会社に支払うべき報酬を除く。)

第十三条 第三条の登録を受けた特定目的会社は、自己の名義をもつて、他人に特定資産の流動化に係る業務を営ませてはならない。

第三章 特定目的会社

第一節 通則

(定款)

第十八条 (略)

2 特定目的会社の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 五 (略)

六 資産流動化計画

七 (略)

八 (略)

九 存立の時期又は解散の事由(第六号の規定による記載に係る資産流動化計画に基づく業務が終了した後他の資産流動化計画に基づく業務を行う場合にあつては、その旨の記載を含む。)

3 次に掲げる事項は、定款に記載しなければ、その効力を有しない。

一 四 (略)

五 特定目的会社の負担に帰すべき設立費用(定款の認証の手数料及び出資の払込みの取扱いについて銀行又は信託会社に支払うべき報酬を除く。)

4 (略)

(資本及び最低資本金)

第十九条 特定目的会社の資本は、特定資本又は資産流動化計画で優先出資の発行が定められた場合には、特定資本及び優先資本(当該資産流動化計画に従い発行される優先出資に係る資本をいう。以下同じ。)とする。

2 特定目的会社の特定資本の額は、十万円を下回ってはならない。

(検査役の調査等)

第二十二條 (略)

2 商法第七十三條第二項前段及び第三項から第六項まで(検査役の調査)の規定は前項の場合について、同法第七十三條ノ二(設立手続の調査)の規定は特定目的会社の取締役及び監査役の調査について、それぞれ準用する。この場合において、同法第七十三條第二項前段中「第六十八條第一項第五号及第六号」とあるのは、「資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第十八條第三項第二号及第三号」と、「資本」とあるのは、「特定資本」と、「同項第五号及第六号」とあるのは、「同項第二号及第三号」と、「同条第三項中「第六十八條第一項第五号又八第六号」とあるのは、「資産の流動化に関する法律第十八條第三項第二号又八第三号」と、「同項第五号又八第六号」とあるのは、「同項第二号又八第三号」と、同

4 (略)

(資本及び最低資本金)

第十九条 特定目的会社の資本は、特定資本又は特定目的会社の定款に記載された資産流動化計画で優先出資の発行が定められた場合には、特定資本及び優先資本(当該資産流動化計画に従い発行される優先出資に係る資本をいう。以下同じ。)とする。

2 特定目的会社の特定資本の額は、三百万円を下回ってはならない。

(検査役の調査等)

第二十二條 (略)

2 商法第七十三條第二項前段及び第三項から第六項まで(検査役の調査)の規定は前項の場合について、同法第七十三條ノ二(設立手続の調査)の規定は特定目的会社の取締役及び監査役の調査について、それぞれ準用する。この場合において、同法第七十三條第二項前段中「第六十八條第一項第五号及第六号」とあるのは、「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第十八條第三項第二号及第三号」と、「資本」とあるのは、「特定資本」と、「同項第五号及第六号」とあるのは、「同項第二号及第三号」と、「同条第三項中「第六十八條第一項第五号又八第六号」とあるのは、「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第十八條第三項第二号又八第三号」と、「同項第五号又八第六

条第四項中「第百六十八条第一項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第十八条第三項」と、同条第五項及び第六項並びに同法第百七十三条ノ二第一項中「株式」とあるのは「特定出資」と読み替えるものとする。

(設立の登記)

第二十四条 (略)

2 前項の設立の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 第十八条第二項第一号、第二号、第四号から第六号まで及び第八号に掲げる事項

二 (略)

(削る)

- 三 (略)
- 四 (略)
- 五 (略)

3 商法第六十四条第二項(支店における設立の登記)及び第六十五条から第六十七条まで(支店設置、移転及び変更の登記)の規定は

号」とあるのは「同項第二号又八第三号」と、同条第四項中「第百六十八条第一項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第十八条第三項」と、同条第五項及び第六項並びに同法第百七十三条ノ二第一項中「株式」とあるのは「特定出資」と読み替えるものとする。

(設立の登記)

第二十四条 (略)

2 前項の設立の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 第十八条第二項第一号、第二号、第四号、第五号、第七号及び第九号に掲げる事項

二 (略)

三 優先出資を発行するときは、その総口数並びに利益の配当又は残余財産の分配についての優先的内容及び消却に関する規定(内容の異なる数種類の優先出資を発行するときは、優先出資の総口数並びに当該優先出資の種類ごとの口数並びに利益の配当又は残余財産の分配についての優先的内容及び消却に関する規定)

- 四 (略)
- 五 (略)
- 六 (略)

3 商法第六十四条第二項(支店における設立の登記)及び第六十五条から第六十七条まで(支店設置、移転及び変更の登記)の規定は

特定目的会社について、同法第六十七条ノ二（業務執行停止等の登記）の規定は特定目的会社の取締役及び監査役について、それぞれ準用する。この場合において、同法第六十四条第二項中「前項」とあり、同法第六十五条第一項中「前条第一項」とあり、並びに同法第六十六条第一項及び第六十七条中「第六十四条第一項」とあるのは、「資産の流動化に関する法律第二十四条第二項」と読み替えるものとする。

（商法等の準用）

第二十五条 商法第八十九条（払込取扱機関の証明）の規定は特定目的会社の設立の際の特定出資の払込みを取り扱う銀行又は信託会社について、同法第九十一条前段（引受けの無効又は取消しの制限）の規定は特定出資の引受けの無効又は取消しについて、同法第九十二条及び第九十二条ノ二（発起人等の引受担保責任、財産価格てん補責任等）の規定は特定目的会社の発起人及び特定目的会社成立当時の取締役について、同法第九十三条から第九十五条まで（発起人の損害賠償責任、会社不成立の場合の責任及び連帯責任）の規定並びに第七十三条第三項及び第七十五条の規定は特定目的会社の発起人について、それぞれ準用する。この場合において、同法第九十一条前段中「錯誤若八株式申込証ノ要件ノ欠缺」とあるのは「錯誤」と、同法第九十二条第一項から第三項までの規定中「株式」とあるのは「特定出資」と、同法第九十二条ノ二第一項及び第二項中「第六十八条第一項第五号又八第六号」とあるの

特定目的会社について、同法第六十七条ノ二（業務執行停止等の登記）の規定は特定目的会社の取締役及び監査役について、それぞれ準用する。この場合において、同法第六十四条第二項中「前項」とあり、同法第六十五条第一項中「前条第一項」とあり、並びに同法第六十六条第一項及び第六十七条中「第六十四条第一項」とあるのは、「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二十四条第二項」と読み替えるものとする。

（商法等の準用）

第二十五条 商法第八十九条（払込取扱機関の証明）の規定は特定目的会社の設立の際の特定出資の払込みを取り扱う銀行又は信託会社について、同法第九十一条前段（引受けの無効又は取消しの制限）の規定は特定出資の引受けの無効又は取消しについて、同法第九十二条及び第九十二条ノ二（発起人等の引受担保責任、財産価格てん補責任等）の規定は特定目的会社の発起人及び特定目的会社成立当時の取締役について、同法第九十三条から第九十五条まで（発起人の損害賠償責任、会社不成立の場合の責任及び連帯責任）の規定並びに第七十三条第三項及び第七十五条の規定は特定目的会社の発起人について、それぞれ準用する。この場合において、同法第九十一条前段中「錯誤若八株式申込証ノ要件ノ欠缺」とあるのは「錯誤」と、同法第九十二条第一項から第三項までの規定中「株式」とあるのは「特定出資」と、同法第九十二条ノ二第一項及び第二項中「第六十八条第一項第五号又八第六号」とあるの

は「資産の流動化に関する法律第十八条第三項第二号又八第三号」と、同法第九十五条中「第七十三条ノ二又八第八十四条第一項及第二項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第二十二條第二項ニ於テ準用スル第七十三條ノ二」と読み替えるものとする。

(社員)

第二十六条 特定目的会社（優先出資を発行しない特定目的会社に限る。）の社員は、特定社員とし、優先出資を発行する特定目的会社の社員は、特定社員及び優先出資社員（優先出資に係る持分を有する者をいう。以下同じ。）とする。

(特定社員の持分の譲渡)

第二十九条 (略)

2・3 (略)

4 商法第二百四条ノ二第二項及び第四項前段（株式の譲渡制限がある場合の不承認の通知等）の規定は、特定目的会社に対し前項の承認の請求があつた場合について準用する。この場合において、同条第二項中「同項ノ株主」とあるのは「資産の流動化に関する法律第二十九條第三項ノ特定社員」と、同条第四項前段中「第一項ノ株式」とあるのは「資産の流動化に関する法律第二十九條第三項ノ特定持分」と、「取締役会」とあるのは「社員総会」と読み替えるもの

は「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第十八条第三項第二号又八第三号」と、同法第九十五条中「第七十三条ノ二又八第八十四条第一項及第二項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二十二條第二項ニ於テ準用スル第七十三條ノ二」と読み替えるものとする。

(社員)

第二十六条 特定目的会社（優先出資を発行しない特定目的会社に限る。）の社員は、特定社員（特定出資に係る持分（以下「特定持分」という。）を有する者をいう。以下同じ。）とし、優先出資を発行する特定目的会社の社員は、特定社員及び優先出資社員（優先出資に係る持分を有する者をいう。以下同じ。）とする。

(特定社員の持分の譲渡)

第二十九条 (略)

2・3 (略)

4 商法第二百四条ノ二第二項及び第四項前段（株式の譲渡制限がある場合の不承認の通知等）の規定は、特定目的会社に対し前項の承認の請求があつた場合について準用する。この場合において、同条第二項中「同項ノ株主」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二十九條第三項ノ特定社員」と、同条第四項前段中「第一項ノ株式」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二十九條第三項ノ特定持分」と、「取締役

とする。

5 (略)

6 商法第二百四条ノ二第三項後段及び第四項後段(株式の譲渡制限がある場合の譲渡の相手方の指定の通知等)の規定は前項の規定により特定持分の譲渡の相手方を指定する場合について、同法第二百四条ノ三第一項から第三項まで(指定された者の先買権)並びに第二百四条ノ四第一項から第五項まで及び第七項(売買価格の決定)の規定は前項の規定による指定があつた場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百四条ノ二第三項後段中、「第一項ノ株主」とあるのは、「資産の流動化に関する法律第二十九条第三項ノ特定社員」と、同法第二百四条ノ三第一項中、「同条第一項ノ株主」とあるのは、「資産の流動化に関する法律第二十九条第三項ノ特定社員」と、「株式」とあるのは、「特定持分」と、同条第二項中「発行済株式ノ総数」とあるのは、「特定持分ニ係ル出資及発行済優先出資ノ総口数」と、「前条第一項ノ株式ノ数」とあるのは、「資産の流動化に関する法律第二十九条第三項ノ特定持分ニ係ル出資口数」と、同法第二百四条ノ四第四項及び第五項中、「株式」とあるのは、「特定持分」と、同条第七項中、「株主」とあるのは、「特定社員」と読み替えるものとする。

7 (略)

(特定持分の信託)

役員」とあるのは、「社員総会」と読み替えるものとする。

5 (略)

6 商法第二百四条ノ二第三項後段及び第四項後段(株式の譲渡制限がある場合の譲渡の相手方の指定の通知等)の規定は前項の規定により特定持分の譲渡の相手方を指定する場合について、同法第二百四条ノ三第一項から第三項まで(指定された者の先買権)並びに第二百四条ノ四第一項から第五項まで及び第七項(売買価格の決定)の規定は前項の規定による指定があつた場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百四条ノ二第三項後段中、「第一項ノ株主」とあるのは、「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二十九条第三項ノ特定社員」と、同法第二百四条ノ三第一項中、「同条第一項ノ株主」とあるのは、「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二十九条第三項ノ特定社員」と、「株式」とあるのは、「特定持分」と、同条第二項中、「発行済株式ノ総数」とあるのは、「特定持分ニ係ル出資及発行済優先出資ノ総口数」と、「前条第一項ノ株式ノ数」とあるのは、「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二十九条第三項ノ特定持分ニ係ル出資口数」と、同法第二百四条ノ四第四項及び第五項中、「株式」とあるのは、「特定持分」と、同条第七項中、「株主」とあるのは、「特定社員」と読み替えるものとする。

7 (略)

第三十一条の二 特定持分は、第二十九条第二項の規定にかかわらず

、社員総会の承認を受けずに信託会社又は信託業務を営む銀行その他の金融機関（以下「信託会社等」という。）に信託することができる。

2 特定持分の信託（以下「特定持分信託」という。）に係る契約には、次に掲げる条件を付さなければならない。

一 信託の目的が、特定目的会社の資産流動化計画に基づく資産の流動化に係る業務が円滑に行われるよう特定持分を管理するものであること。

二 資産流動化計画の計画期間を信託期間とすること。

三 信託財産の管理について受託者に対して指図を行うことができないこと。

四 委託者又は受益者が、信託期間中に信託の解除を行わないこと。

五 委託者又は受益者が、信託期間中に信託法（大正十一年法律第六十二号）第二十三条による場合を除き、信託財産の管理方法を変更しないこと。

3 信託会社等は、信託業法（大正十一年法律第六十五号）第四条の規定にかかわらず、特定持分信託の引受けをすることができる。

4 前二条の規定は、第一項の規定に基づき特定持分を信託する場合について準用する。この場合において、第三十条中「取得者の氏名又は名称及び住所並びに特定持分の移転の口数」とあるのは、「受託者及び受益者の氏名又は名称及び住所その他の特定持分信託に係る

（新設）

総理府令で定める事項並びに特定持分信託の設定」と、前条中「特定持分」とあるのは「特定持分信託の受益権」と読み替えるものとする。

(特定社員名簿の記載事項)

第三十二条 特定社員名簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 特定持分信託を設定した場合には、その旨並びに受託者及び受益者の氏名又は名称及び住所その他の特定持分信託に係る総理府令で定める事項

(優先出資の発行)

第三十七条 特定目的会社は、資産流動化計画の定めるところに従い、取締役の決定(取締役が数人あるときは、その過半数をもってする決定)により、優先出資を発行することができる。

(削る)

2 (略)

3 商法第二百二条第二項(発行価額)及び第二百八十条ノ三(発行条件の均等)の規定は、優先出資の発行価額について準用する。

(優先出資の申込み)

(特定社員名簿の記載事項等)

第三十二条 特定社員名簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

(新設)

(優先出資の発行)

第三十七条 特定目的会社は、定款に記載した資産流動化計画の定めるところに従い、取締役の決定(取締役が数人あるときは、その過半数をもってする決定)により、優先出資を発行することができる。

2 優先出資の発行は、額面金額をもって行わなければならない。

3 (略)

(新設)

(優先出資の申込み)

第三十八条 (略)

2 取締役は、次に掲げる事項を記載した優先出資申込証を作成しなければならぬ。

一 特定目的会社の商号並びに業務開始届出の年月日(新計画届出を行った場合には、当該新計画届出の年月日)

二 (略)

三 発行する優先出資の発行価額、内容及び総口数

四 (略)

五 資産流動化計画に他の優先出資証券の発行についての定めがあるときは、当該他の優先出資証券の前一号に掲げる事項及びその発行状況

六 資産流動化計画に特定社債又は特定約束手形の発行についての定めがあるときは、特定社債については第百十条第二項第四号から第八号まで、第十号及び第十一号に掲げる事項及びその発行状況、特定約束手形については発行の限度額その他の総理府令で定める事項及びその発行状況

七 資産流動化計画に特定目的借入れについての定めがあるときは、その限度額その他の総理府令で定める事項及びその借入状況

八 資産流動化計画に定められた特定資産の種類、当該特定資産を特定するに足りる事項、当該特定資産の上に存在する特定目的会社に対抗し得る権利その他当該特定資産の価格を知るために必要な事項の概要

第三十八条 (略)

2 取締役は、次に掲げる事項を記載した優先出資申込証を作成しなければならぬ。

一 特定目的会社の商号並びに第三条の登録の年月日(第十一条第一項の変更登録を受けた場合には、当該変更登録の年月日)及び登録番号

二 (略)

三 発行する優先出資の額面金額、内容及び総口数

四 (略)

五 定款に記載した資産流動化計画に他の優先出資証券の発行についての定めがあるときは、当該他の優先出資証券の前一号に掲げる事項及びその発行状況

六 定款に記載した資産流動化計画に特定社債又は特定約束手形の発行についての定めがあるときは、特定社債については第百十条第二項第四号から第十号までに掲げる事項及びその発行状況、特定約束手形については発行の限度額その他の総理府令で定める事項及びその発行状況

(新設)

七 定款に記載した資産流動化計画に定められた特定資産の種類、当該特定資産を特定するに足りる事項、当該特定資産の上に存在する特定目的会社に対抗し得る権利その他当該特定資産の価格を知るために必要な事項の概要

九 特定目的会社以外の者であつて政令で定めるものが前号の特定資産の価格につき調査した結果（当該特定資産が不動産（土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利をいう。）であるときは、不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査したものに限る。）

十（略）

十一（略）

十二（略）

十三（略）

3 取締役は、優先出資申込証の交付に際して、前項第十号に掲げる銀行又は信託会社の払込みの取扱いの場所を記載した書面を交付しなければならぬ。ただし、優先出資申込証にこれを記載したときは、この限りでない。

4 取締役は、優先出資の申込者から資産流動化計画の閲覧又は当該資産流動化計画の謄本若しくは抄本の交付の求めがあつたときは、これに応じなければならない。

5・6（略）

（優先出資社員以外の者に対する有利な発行）

第三十八条の二 第五十条第二号に掲げる第一種特定目的会社が優先出資社員以外の者に対して特に有利な発行価額をもつて優先出資を発行する場合には、資産流動化計画にこれに関する定めがあるときにおいても、その者に対して発行することができる優先出資の種類

八 特定目的会社以外の者であつて政令で定めるものが前号の特定資産の価格につき調査した結果（当該特定資産が不動産であるときは、不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査したものに限る。）

九（略）

十（略）

十一（略）

十二（略）

3 取締役は、優先出資申込証の交付に際して、前項第九号に掲げる銀行又は信託会社の払込みの取扱いの場所を記載した書面を交付しなければならぬ。ただし、優先出資申込証にこれを記載したときは、この限りでない。

4 取締役は、優先出資の申込者から定款に記載した資産流動化計画の閲覧又は当該資産流動化計画の謄本若しくは抄本の交付の求めがあつたときは、これに応じなければならない。

5・6（略）

（新設）

、数及び最低発行価額について、社員総会の決議によらなければならない。この場合において、取締役は、社員総会において優先出資社員以外の者に対して特に有利な発行価額をもって優先出資を発行することを必要とする理由を開示しなければならない。

2 前項の場合における議案の要領は、第五十三条第一項に規定する通知に記載しなければならない。

3 優先出資社員は、第一項の決議について議決権を有する。

4 第一項の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(優先出資の割当て及び払込み)

第三十九条 優先出資の申込みをした者(第三十八条第二項第十一号に規定する者を含む。)は、取締役の割り当てた優先出資の口数について優先出資の引受人となる。

2 (略)

3 前項の払込みは、第三十八条第三項の書面又は優先出資申込証に記載した払込みの取扱いの場所において行わなければならない。

4 商法第七十八条及び第八十九条(払込取扱機関の変更及び保管証明)の規定は第二項の払込みを取り扱う銀行又は信託会社について、同法第七十九条(株式引受人の失権手続)の規定は優先出資の引受人について、同法第九十条(権利株の譲渡)の規定は優先出資の引受けによる権利について、同法第二百八十条ノ十二(引

(優先出資の割当て及び払込み)

第三十九条 優先出資の申込みをした者(前条第二項第十号に規定する者を含む。)は、取締役の割り当てた優先出資の口数について優先出資の引受人となる。

2 (略)

3 前項の払込みは、前条第三項の書面又は優先出資申込証に記載した払込みの取扱いの場所において行わなければならない。

4 商法第七十八条及び第八十九条(払込取扱機関の変更及び保管証明)の規定は第二項の払込みを取り扱う銀行又は信託会社について、同法第七十九条(株式引受人の失権手続)の規定は優先出資の引受人について、同法第九十条(権利株の譲渡)の規定は優先出資の引受けによる権利について、同法第二百八十条ノ十二(引

受けの無効又は取消しの制限)の規定は優先出資の引受けの無効又は取消しについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第一百七十九条第一項中「第一百七十七条」とあるのは「資産の流動化に関する法律第三十九条第二項」と、「発起人」とあるのは「取締役」と、同条第二項中「発起人」とあるのは「取締役」と、「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同法第一百八十九条第一項中「発起人又ハ取締役ノ請求ニ依リ」とあるのは「取締役ノ請求ニ依リ」と、同法第二百八十条ノ十二中「新株発行ニ因ル変更ノ登記」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四十条第一項ノ登記」と、「株式申込証若ハ新株引受権証書」とあるのは「優先出資申込証」と、「株主」とあるのは「優先出資社員」と読み替えるものとする。

(優先出資の発行の登記、優先出資社員となる時期等)

第四十条 特定目的会社は、その発行に係る優先出資の総口数の全額の払込みがあつた日から、本店の所在地においては二週間以内、支店の所在地においては三週間以内に、優先出資の発行に係る事項として次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 (略)

二 内容の異なる数種類の優先出資を発行するときは、優先出資の総口数並びに当該優先出資の種類ごとの口数並びに利益の配当又は残余財産の分配についての優先的内容及び消却に関する規定

三 (略)

2・3 (略)

受けの無効又は取消しの制限)の規定は優先出資の引受けの無効又は取消しについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第一百七十九条第一項中「第一百七十七条」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第三十九条第二項」と、「発起人」とあるのは「取締役」と、同条第二項中「発起人」とあるのは「取締役」と、「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同法第二百八十条ノ十二中「新株発行ニ因ル変更ノ登記」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第四十条第一項ノ登記」と、「株式申込証若ハ新株引受権証書」とあるのは「優先出資申込証」と、「株主」とあるのは「優先出資社員」と読み替えるものとする。

(優先出資の発行の登記、優先出資社員となる時期等)

第四十条 特定目的会社は、その発行に係る優先出資の総口数の全額の払込みがあつた日から、本店の所在地においては二週間以内、支店の所在地においては三週間以内に、優先出資の発行に係る事項として次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 (略)

二 内容の異なる数種類の優先出資を発行するときは、その種類ごとの発行済優先出資の口数

三 (略)

2・3 (略)

(優先出資の移転の對抗要件)

第四十二条 (略)

2 商法第二百六条第二項及び第三項(名義書換代理人及び登録機関)の規定は、特定目的会社の優先出資又は優先出資証券について準用する。この場合において、同条第二項中「株主名簿」とあるのは「優先出資社員名簿」と、「前項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四十二条第一項」と読み替えるものとする。

(自己の優先出資の取得等)

第四十三条 特定目的会社は、次に掲げる場合を除き、自己の優先出資を取得し、又は質権の目的として発行済優先出資の総口数の二十分の一を超える口数の自己の優先出資を受けることはできない。

一・二 (略)

三 第四十八条の五において準用する商法第二百三十条ノ八ノ二第二項の規定により優先出資を買い受けるとき。

四 第一百八条の四の規定により優先出資を買い受けるとき。

2 特定目的会社は、前項第一号に掲げる場合において取得した優先出資については遅滞なくその失効の手続をとり、同項第二号から第四号までに掲げる場合において取得した優先出資又は質権についてはこれを相当の時期に処分しなければならない。

(優先出資の移転の對抗要件)

第四十二条 (略)

2 商法第二百六条第二項及び第三項(名義書換代理人及び登録機関)の規定は、特定目的会社の優先出資又は優先出資証券について準用する。この場合において、同条第二項中「株主名簿」とあるのは「優先出資社員名簿」と、「前項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第四十二条第一項」と読み替えるものとする。

(自己の優先出資の取得等)

第四十三条 特定目的会社は、次に掲げる場合を除き、自己の優先出資を取得し、又は質権の目的として発行済優先出資の総口数の二十分の一を超える口数の自己の優先出資を受けることはできない。

一・二 (略)

(新設)

(新設)

2 特定目的会社は、前項第一号に掲げる場合において取得した優先出資については遅滞なくその失効の手続をとり、同項第二号に掲げる場合において取得した優先出資又は質権についてはこれを相当の時期に処分しなければならない。

(優先出資証券の記載事項)

第四十五条 優先出資証券には、次に掲げる事項並びにその番号、その発行の年月日、優先出資の口数及び優先出資社員の名又は名称を記載し、取締役がこれに署名しなければならない。

一 特定目的会社の商号及び業務開始届出の年月日(新計画届出を行った場合には、当該新計画届出の年月日)

二 四 (略)

(優先出資の消却)

第四十八条 特定目的会社は、次項、第一百八条の八及び第一百八条の九の規定による場合又は第一百九条の規定による手続を経て行う場合を除き、優先出資の消却を行うことができない。

2 特定目的会社は、資産流動化計画の定めるところにより、優先出資社員に配当すべき利益をもって優先出資を買い受けて消却することができる。

(優先出資の消却に係る商法の準用)

第四十八条の二 商法第二百十五條第一項及び第二項(株式併合の手続)の規定は優先出資の消却について、同法第三百七十七條第二項(株式併合の効力の発生)の規定は第一百九條の規定による手続を経て行う場合以外の優先出資の消却について、それぞれ準用する。
この場合において、同法第二百十五條第一項中「提出すべき旨並二

(優先出資証券の記載事項)

第四十五条 優先出資証券には、次に掲げる事項並びにその番号、その発行の年月日、優先出資の口数及び優先出資者の氏名又は名称を記載し、取締役がこれに署名しなければならない。

一 特定目的会社の商号並びに第三条の登録の年月日(第十一条第一項の変更登録を受けた場合には、当該変更登録の年月日)及び登録番号

二 四 (略)

(優先出資の消却)

第四十八条 特定目的会社は、第一百九条第一項の規定による手続を経て行う場合を除き、優先出資の消却を行うことができない。

(新設)

(新設)

前条第二項ノ規定ニ依ル定アルトキハ其ノ内容」とあるのは「提出スベキ旨」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(単位未満優先出資原簿への記載)

第四十八条の三 優先出資の発行又は併合により一口の百分の一の整数倍に当たる端数を生じたときは、特定目的会社は、一定の期日を定め、当該期日までに記載を欲しない旨の申出があつたものを除き、その端数を単位未満優先出資として、当該単位未満優先出資に係る次に掲げる事項を単位未満優先出資原簿に記載しなければならぬ。

(新設)

- 一 単位未満優先出資社員(単位未満優先出資に係る持分を有する者をいう。以下同じ。)の氏名及び住所
- 二 各単位未満優先出資社員の有する単位未満優先出資の種類及び優先出資一口に対する割合
- 三 各単位未満優先出資の取得の年月日

(単位未満優先出資社員の権利)

第四十八条の四 単位未満優先出資社員は、次に掲げる権利を行使することができる。

(新設)

- 一 優先出資の消却又は併合により金銭を受ける権利
 - 二 残余財産の分配を受ける権利
- 2 特定目的会社は、資産流動化計画の定めをもって、単位未満優先

出資社員に対し、利益の配当又は第百二条第一項の金銭の分配を行う旨を定めることができる。

- 3 単位未満優先出資社員は、前二項の規定その他この法律に別段の定めがあるものを除き、優先出資社員としての権利を行使することができない。

（単位未満優先出資に係る商法の準用）

第四十八条の五 商法第二百六条第二項前段（名義書換代理人）の規定は単位未満優先出資原簿について、同法第二百二十四条第一項及び第二項（株主名簿の効力）の規定は単位未満優先出資原簿に記載のある単位未満優先出資社員に対する通知又は催告について、同法第二百三十条ノ三（端株券）の規定は単位未満優先出資証券について、同法第二百三十条ノ七及び第二百三十条ノ八（権利を行使することができる端株主の決定、端株主が株主となる時期）の規定は単位未満優先出資社員について、同法第二百三十条ノ八ノ二及び第二百三十条ノ九前段（端株券の不発行・端株の買取請求、少数株主権の算定等についての端株不算入）の規定は単位未満優先出資について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百三十条ノ三第三項第一号中「第二百二十五条第一号、第二号、第四号及第六号乃至第八号」とあるのは、「資産の流動化に関する法律第四十五条各号」と、同法第二百三十条ノ八ノ二第一項中「定款」とあるのは、「資産流動化計画」と、同条第五項中「現存スル純資産額」とあるのは「現存スル純資産額ヨリ資産の流動化に関する法律第百一条第一

（新設）

項各号ニ掲グル金額ノ合計額ヲ控除シタル残額」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(優先出資についての商法の準用)

第四十九条 商法第二百一条(仮設人及び他人名義で株式を引き受けた者の責任)、第二百三条(株式の共有)、第二百七条(株式の質入れ)、第二百八条(質権の効力)、第二百九条第一項及び第二項(株式の登録質)、第二百十四条から第二百七条まで(株式の併合)並びに第二百八条ノ十一(不公正な価額で株式を引き受けた者の責任)の規定は優先出資について、同法第二百二十六条ノ二(株券の不発行及び寄託制度)、第二百二十九条(株券の即時取得)及び第二百三十条(除権判決による再発行)の規定は優先出資証券について、同法第二百八十条ノ十(発行の差止め)の規定は優先出資の発行の差止めについて、同法第二百八十条ノ十五から第二百八十条ノ十八まで(新株発行無効の訴え)の規定は優先出資の発行の無効の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百一条第一項中「株式引受人」とあるのは「優先出資引受人」と、同法第二百三条第二項及び第三項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同法第二百七条中「株券」とあるのは「優先出資証券」と、同法第二百八条中「消却、併合、分割、転換又八買取」とあるのは「消却、併合又八買取」と、「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同法第二百九条第一項中「株主名簿」とあるのは「優先出資社員名簿」と、「株券」とあるのは「優先出資証券」と、「先出資社員名簿」と、「株券」とあるのは「優先出資証券」と、「

(優先出資についての商法の準用)

第四十九条 商法第二百一条(仮設人及び他人名義で株式を引き受けた者の責任)、第二百三条(株式の共有)、第二百七条(株式の質入れ)、第二百八条(質権の効力)並びに第二百九条第一項及び第二項(株式の登録質)の規定は優先出資について、同法第二百二十六条ノ二(株券の不発行及び寄託制度)、第二百二十九条(株券の即時取得)及び第二百三十条(除権判決による再発行)の規定は優先出資証券について、同法第二百八十条ノ十(発行の差止め)の規定は優先出資の発行の差止めについて、同法第二百八十条ノ十五から第二百八十条ノ十八まで(新株発行無効の訴え)の規定は優先出資の発行の無効の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百一条第一項中「株式引受人」とあるのは「優先出資引受人」と、同法第二百三条第二項及び第三項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同法第二百七条中「株券」とあるのは「優先出資証券」と、同法第二百八条中「消却、併合、分割、転換又八買取」とあるのは「消却」と、「株主」とあるのは「優先出資社員」と、「金銭又八株式」とあるのは「金銭」と、同法第二百九条第一項中「株主名簿」とあるのは「優先出資社員名簿」と、「株券」とあるのは「優先出資証券」と、「利益若八利息ノ配当」とあるのは「利益ノ配当」と、同法第二百二十六条ノ二第一項中「株主」と

利益若八利息ノ配当」とあるのは、「利益ノ配当」と、同法第二百十四條第一項中「純資産額」とあるのは「純資産額ヨリ特定資本ノ額ヲ控除シタル額」と、「発行済株式ノ総数」とあるのは「発行済優先出資ノ総口数」と、「第三百四十三條」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百十四條第二項」と、同条第二項中「株券」とあるのは「優先出資証券」と、同法第二百十七條第一項中「第二百三十條ノ二第一項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四十八條の三」と、同法第二百八十條ノ十一第二項において準用する同法第二百六十七條第一項中「六月前ヨリ引続キ株式ヲ有スル株主」とあるのは「特定社員又八六月前ヨリ引続キ優先出資ヲ有スル優先出資社員」と、同条第二項、第三項及び第五項中「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百八十條ノ十一第二項において準用する同法第二百六十八條第二項及び第三項、第二百六十八條ノ二並びに第二百六十八條ノ三第一項中「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百二十六條ノ二第一項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同条第二項中「株主名簿」及び「株主」とあるのはそれぞれ「優先出資社員名簿」及び「優先出資社員」と、同条第四項及び第五項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同法第二百八十條ノ十中「法令若八定款」とあるのは「法令、資産流動化計画若八定款」と「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百八十條ノ十五第二項中「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百八十條ノ十七第二項中「株主及株主名簿」とあるのは「社員及優先出資社員名簿」と、同法第二百八十條ノ十八第一項及び第二項中「株主」とあるのは「

とあるのは「優先出資社員」と、同条第二項中「株主名簿」及び「株主」とあるのはそれぞれ「優先出資社員名簿」及び「優先出資社員」と、同条第四項及び第五項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同法第二百八十條ノ十及び第二百八十條ノ十五第二項中「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百八十條ノ十七第二項中「株券及端株券」とあるのは「優先出資証券」と、「株主及株主名簿」とあるのは「社員及優先出資社員名簿」と、同法第二百八十條ノ十八第一項及び第二項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と読み替えるものとする。

優先出資社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(社員総会の種類及び権限)

第五十条 この節から第二章第七節まで、第十節及び第十一節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～四 (略)

(社員総会の招集の特例)

第五十二条 有議決権事項を会議の目的に含む社員総会を招集するには、その会日の二週間前に、各社員に対して、招集の通知を発しなければならない。

2・3 (略)

4 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)以下「商法特例法」という。(第二十一条の二)(招集通知への参考書類の添付)の規定は、第一項の招集の通知について準用する。この場合において、同条中「株主の」とあるのは「優先出資社員の」と、「法務省令」とあるのは「総理府令」と読み替えるものとする。

(少数社員による招集の請求)

第五十四条 (略)

(社員総会の種類及び権限)

第五十条 この節、次節及び第七節から第九節までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～四 (略)

(社員総会の招集の特例)

第五十二条 第二種特定目的会社の有議決権事項を会議の目的に含む社員総会を招集するには、その会日の二週間前に、各社員に対して、招集の通知を発しなければならない。

2・3 (略)

4 商法特例法第二十一条の二(招集通知への参考書類の添付)の規定は、第一項の招集の通知について準用する。この場合において、同条中「株主の」とあるのは「優先出資社員の」と、「法務省令」とあるのは「総理府令」と読み替えるものとする。

(少数社員による招集の請求)

第五十四条 (略)

2 前項の規定による場合を除くほか、有議決権事項を会議の目的とする社員総会については、六月前から引き続き発行済みの優先出資（当該事項について議決権のあるものに限る。）の総口数の百分の三以上に当たる優先出資を有する優先出資社員は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を取締役に提出して当該社員総会の招集を請求することができる。

3 取締役の選任又は解任を会議の目的とする社員総会の招集については、前二項の規定にかかわらず、定款をもってこれを請求することができない旨の定めをすることを妨げない。

4 商法第二百三十七条第二項（少数株主による招集）の規定は第一項又は第二項の規定による請求があった場合について、同条第三項（業務及び財産の状況の調査のための検査役の選任）の規定は第一項若しくは第二項の規定又はこの項において準用する同条第二項の規定による社員総会について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百三十七条第二項中「株主」とあるのは、「特定社員又は優先出資社員」と読み替えるものとする。

（社員総会検査役）

第五十五条 有議決権事項を会議の目的とする社員総会については、特定資本の十分の一以上に当たる特定出資口数を有する特定社員又は六月前から引き続き発行済みの優先出資（当該事項について議決権のあるものに限る。）の総口数の百分の一以上に当たる優先出資を有する優先出資社員は、当該社員総会に係る招集手続及び決議の

2 前項の規定による場合を除くほか、有議決権事項を会議の目的とする社員総会については、六月前から引き続き発行済優先出資の総口数の百分の三以上に当たる優先出資を有する優先出資社員は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を取締役に提出して当該社員総会の招集を請求することができる。

（新設）

3 商法第二百三十七条第二項（少数株主による招集）の規定は前二項の規定による請求があった場合について、同条第三項（業務及び財産の状況の調査のための検査役の選任）の規定は前二項の規定又はこの項において準用する同条第二項の規定による社員総会について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百三十七条第二項中「株主」とあるのは、「特定社員又は優先出資社員」と読み替えるものとする。

（社員総会検査役）

第五十五条 第二種特定目的会社にあつては、特定資本の十分の一以上に当たる特定出資口数を有する特定社員又は六月前から引き続き発行済優先出資の総口数の百分の一以上に当たる優先出資を有する優先出資社員は、有議決権事項を会議の目的とする社員総会に係る招集手続及び決議の方法を調査させるため、当該社員総会に先立ち

方法を調査させるため、当該社員総会に先立ち、検査役の選任を裁判所に請求することができる。

2・3 (略)

(社員提案権)

第五十六条 第二種特定目的会社の特定資本の十分の一以上に当たる特定出資口数を有する特定社員又は六月前から引き続き発行済みの優先出資(議決権のあるものに限る。以下この項において同じ。)の総口数の百分の一以上に当たる優先出資若しくは三百口以上の優先出資を有する優先出資社員は、取締役に対し、社員総会の会日から六週間前に、書面をもって一定の事項(有議決権事項(当該優先出資社員が議決権を有する事項に限る。))に限る。)を当該社員総会の会議の目的とすべきことを請求することができる。

2 第二種特定目的会社の前項に規定する特定社員又は優先出資社員は、取締役に対し、社員総会の会日から六週間前に、書面をもって、会議の目的たる有議決権事項につきその提出すべき議案の要領を第五十三条第一項に規定する通知に記載することを請求することができる。ただし、当該議案が法令、資産流動化計画若しくは定款に違反するとき、又は同一の議案につき社員総会において議決権の十分の一以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していないときは、この限りでない。

3 (略)

4 前三項の規定は、取締役の選任又は解任に係る事項について、定

、検査役の選任を裁判所に請求することができる。

2・3 (略)

(社員提案権)

第五十六条 第二種特定目的会社の特定資本の十分の一以上に当たる特定出資口数を有する特定社員又は六月前から引き続き発行済優先出資の総口数の百分の一以上に当たる優先出資若しくは三百口以上の優先出資を有する優先出資社員は、取締役に対し、社員総会の会日から六週間前に、書面をもって一定の事項(有議決権事項に限る。))を当該社員総会の会議の目的とすべきことを請求することができる。

2 第二種特定目的会社の前項に規定する特定社員又は優先出資社員は、取締役に対し、社員総会の会日から六週間前に、書面をもって、会議の目的たる有議決権事項につきその提出すべき議案の要領を第五十三条第一項に規定する通知に記載することを請求することができる。ただし、当該議案が法令若しくは定款に違反するとき、又は同一の議案につき社員総会において議決権の十分の一以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していないときは、この限りでない。

3 (略)

(新設)

款で別段の定めをすることを妨げない。

(議決権の数)

第五十八条 社員総会が会議の目的とすべき事項のうち、無議決権事項については特定社員は特定出資一口につき一個の議決権を、有議決権事項については社員は特定出資又は優先出資(当該事項について議決権のあるものに限る。)一口につき一個の議決権を有する。ただし、無議決権事項についての特定社員の議決権の数については、定款で別段の定めをすることができる。

2 (略)

3 特定目的会社は、その議決権を有する出資の四分の一を超える持分を有する法人の発行済株式又は出資の持分を特定資産として所有するときは、当該発行済株式又は出資の持分については、議決権を有しない。

(優先出資社員の議決権の行使方法等)

第五十九条 社員総会に出席しない優先出資社員は、有議決権事項について書面によって議決権を行使することができる。

2 (略)

(優先出資社員のみなし賛成)

(議決権の数)

第五十八条 社員総会が会議の目的とすべき事項のうち、無議決権事項については特定社員は特定出資一口につき一個の議決権を、有議決権事項については社員は特定出資又は優先出資一口につき一個の議決権を有する。ただし、無議決権事項についての特定社員の議決権の数については、定款で別段の定めをすることができる。

2 (略)

(新設)

(優先出資社員の議決権の行使方法等)

第五十九条 社員総会の有議決権事項について議決権を有する優先出資社員の数千人以上である場合には、当該社員総会に出席しない優先出資社員は、当該有議決権事項について書面によって議決権を行使することができる。

2 (略)

(優先出資社員の議決権)

第六十条 特定目的会社は、定款をもって、優先出資社員が社員総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該優先出資社員はその社員総会に提出された有議決権事項に係る議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす旨を定めることができる。

2 前項の規定による定めをした特定目的会社は、第五十三条第一項に規定する通知にその定めを記載しなければならない。

3 第一項の規定による定めに基づき議案に賛成するものとみなした優先出資社員の有する議決権の数は、出席した優先出資社員の議決権の数に算入する。

（事後設立）

第六十一条 特定目的会社は、その成立後二年以内に、その成立前から存在する財産であってその営業のために継続して使用すべきものを特定資本の五分の一を超える額の対価をもって取得する契約をする場合には、第百十四条第二項に規定する決議によらなければならない

第六十条 利益の配当に関し優先的内容を有する優先出資に係る優先出資社員は、優先的配当を受ける旨の議案が定時社員総会に提出されないときは当該総会から、当該議案が定時社員総会において否決されたときは当該総会の終結の時から、優先的配当を受ける旨の決議がされる時まで、この法律又は定款の定めにより社員総会で決議すべき事項のうち第二十九条第二項、第三十四条第三項、次条第一項（第百十六条第三項において準用する場合を含む。）、第七十一条第一項（第七十二条第一項において準用する場合を含む。）及び第百十四条第一項に規定する事項以外の事項（次項において、「特殊議決事項」という。）について、議決権を有する。

2 前項の規定は、定款をもって、優先的配当を受けない旨の決議があつたときにその配当が累積する優先出資につき、当該優先出資に係る優先出資社員がその決議のあつた定時社員総会の次の定時社員総会に優先的配当を受ける旨の議案が提出されないときは当該総会から、当該議案が定時社員総会において否決されたときは当該総会の終結の時から特殊議決事項について議決権を有する旨を定めることを妨げない。

（事後設立）

第六十一条 特定目的会社は、その成立後二年以内に、その成立前から存在する財産であってその営業のために継続して使用すべきものを特定資本の五分の一を超える額の対価をもって取得する契約をする場合には、第百十四条第二項に規定する決議によらなければならない

ない。ただし、当該契約により取得する財産が資産流動化計画に定められた特定資産であるときは、この限りでない。

2 (略)

3 商法第七十三条第三項（弁護士^{（一）}の証明等）の規定は前項の調査に係る検査役の選任について、同法第八十一条第三項（検査役の報告書等の総会への提出）及び第八十四条第二項（設立手続の調査の総会への報告）の規定は前項の検査役の報告書及びこの項において準用する同法第七十三条第三項前段の弁護士^{（一）}の証明書について、それぞれ準用する。この場合において、同法第七十三条第三項中「第六十八号第一項第五号又八第六号ノ財産」とあるのは、「資産の流動化に関する法律第六十一条第一項ノ契約ニ係ル財産」と、「同項第五号又八第六号ニ掲グル事項」とあり、及び「其ノ事項」とあるのは「其ノ契約」と、同法第八十一条第三項及び第八十四条第二項中「創立総会」とあるのは「社員総会」と読み替えるものとする。

（資産流動化計画違反の社員総会決議取消しの訴え）

第六十一条の二 社員総会の決議の内容が資産流動化計画に違反するときは、社員、取締役、監査役、特定社債権者、特定約束手形の所持人又は特定目的借入れに係る債権者は、訴えをもって当該社員総会の決議の取消しを請求することができる。

2 商法第二百四十七条第二項及び第二百四十八条から第二百五十条まで（決議取消しの訴え）の規定は、前項の訴えについて準用する

ない。ただし、当該契約により取得する財産が定款に記載した資産流動化計画に定められた特定資産であるときは、この限りでない。

2 (略)

3 商法第七十三条第三項（弁護士^{（一）}の証明等）の規定は前項の調査に係る検査役の選任について、同法第八十一条第三項（検査役の報告書等の総会への提出）及び第八十四条第二項（設立手続の調査の総会への報告）の規定は前項の検査役の報告書及びこの項において準用する同法第七十三条第三項前段の弁護士^{（一）}の証明書について、それぞれ準用する。この場合において、同法第七十三条第三項中「第六十八号第一項第五号又八第六号ノ財産」とあるのは、「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第六十一条第一項ノ契約ニ係ル財産」と、「同項第五号又八第六号ニ掲グル事項」とあり、及び「其ノ事項」とあるのは「其ノ契約」と、同法第八十一条第三項及び第八十四条第二項中「創立総会」とあるのは「社員総会」と読み替えるものとする。

（新設）

。この場合において、同法第二百四十九条第一項中「株主」とあるのは「社員、特定社債権者、特定約束手形ノ所持人又ハ特定目的借入ニ係ル債権者」と、「其ノ株主」とあるのは「訴ヲ提起シタル者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（商法の準用）

第六十二条 商法第二百三十三条（招集地）、第二百三十七条ノ三から第二百三十八条まで（取締役等の説明義務、総会の議長及び検査役の選任）、第二百三十九条第二項から第六項まで（代理人による議決権行使）、第二百四十三条（延期及び続行の決議）及び第二百四十四条（総会の議事録）の規定は特定目的会社の社員総会について、同法第二百四十七条から第二百五十一条まで（決議取消しの訴え）の規定は社員総会の決議の取消しについて、同法第二百五十二条（決議不存在及び無効確認の訴え）の規定は社員総会の決議の不存在又は無効の確認について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百三十七条ノ三並びに第二百三十九条第二項、第四項及び第六項中「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「資産の流動化に関する法律第五十二条及第五十三条」と、同法第二百四十四条第四項において準用する同法第二百六十三条第二項中「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百四十四条第四項中「前項二掲グル書類二、同条第四項ノ規定ハ子会社ノ前項二掲グル書類（子会社ガ有限会社ナルトキハ有

（商法の準用）

第六十二条 商法第二百三十三条（招集地）、第二百三十七条ノ三から第二百三十八条まで（取締役等の説明義務、総会の議長及び検査役の選任）、第二百三十九条第二項から第六項まで（代理人による議決権行使）、第二百四十三条（延期及び続行の決議）及び第二百四十四条（総会の議事録）の規定は特定目的会社の社員総会について、同法第二百四十七条から第二百五十一条まで（決議取消しの訴え）の規定は社員総会の決議の取消しについて、同法第二百五十二条（決議不存在及び無効確認の訴え）の規定は社員総会の決議の不存在又は無効の確認について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百三十七条ノ三並びに第二百三十九条第二項、第四項及び第六項中「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第五十二条及第五十三条」と、同法第二百四十四条第四項において準用する同法第二百六十三条第二項中「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百四十四条第四項中「前項二掲グル書類二、同条第四項ノ規定ハ子会社ノ前項二掲グル書類（子会社

限会社法第四十一条ニ於テ準用スル同項二掲グル書類」とあるのは「前項二掲グル書類」と、同法第二百四十七条第一項及び第二百四十九条第一項中「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとする。

(取締役の選任等)

第六十五条 (略)

(削る)

2 (略)

(取締役の欠格事由)

第六十六条 次に掲げる者は、取締役となることができない。

一 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に
取り扱われている者

二 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り
扱われている者

三 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に
処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受ける

が有限会社ナルトキ八有限会社法第四十一条ニ於テ準用スル同項二掲グル書類」とあるのは「前項二掲グル書類」と、同法第二百四十七条第一項及び第二百四十九条第一項中「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとする。

(取締役の選任等)

第六十五条 (略)

2 優先出資社員は、取締役の選任について議決権を有する。ただし、第六十七条第一項の規定による解任により取締役が欠け、又は定款に定めた取締役の定員を下回ることとなつた場合においてその解任された取締役に代わる新たな取締役に選任するときを除き、定款の定めをもって、優先出資社員が取締役の選任についての議決権を有しないものとする。ことができる。

3 (略)

(取締役の欠格事由)

第六十六条 次に掲げる者は、取締役となることができない。

一 第八条第一項第三号イからニまでに掲げる者

(新設)

(新設)

ことがなくなつた日から三年を経過しない者

四 この法律、証券取引法、商法、商法特例法、有限会社法（昭和

十三年法律第七十四号）、投資信託及び投資法人に関する法律（

昭和二十六年法律第九十八号）、宅地建物取引業法（昭和二十

七年法律第七十六号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取

締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）、割賦販売

法（昭和三十六年法律第五十九号）、外国証券業者に関する法

律（昭和四十六年法律第五号）、貸金業の規制等に関する法律（

昭和五十八年法律第三十二号）、特定商品等の預託等取引契約に

関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）、抵当証券業の規制

等に関する法律（昭和六十二年法律第一百四号）、商品投資に係

る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、特定債

権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）

、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）、金融業者

の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律

第三十二号）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反

し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十二条、第二

百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第

二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法

律第六十号）の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に

関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六条、第四十七条

、第四十九条若しくは第五十条の罪を犯し、罰金の刑（これに相

当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行

（新設）

を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

五 第五百五十九条の規定による解散命令により解散を命ぜられた特定目的会社においてその解散命令の前三十日以内にその役員又は政令で定める使用人であつた者で、当該解散命令の日から三年を経過しない者

六 資産流動化計画に定められた特定資産の譲渡人（当該譲渡人が法人であるときは、その役員）

七 資産流動化計画に定められた特定資産（信託の受益権を除く。

（の管理及び処分に係る業務を行わせるために設定された信託の受託者である法人の役員（第四百四十四条第四項の規定に基づき特定資産の管理及び処分に係る業務を委託したときは、当該業務の受託者（当該受託者が法人であるときは、その役員））

八 資産流動化計画に定められた特定資産が信託の受益権である場合には、当該信託の受託者である法人の役員

九 特定持分信託の受託者である法人の役員

（取締役の解任）

第六十七条（略）

2 前項の決議は、第三十八条の二第四項に規定する方法により行われなければならない。

（削る）

（新設）

二 定款に記載した資産流動化計画に定められた特定資産の譲渡人（当該譲渡人が法人であるときは、その役員）

三 定款に記載した資産流動化計画に定められた特定資産（信託の受益権を除く。）の管理及び処分に係る業務の受託者（当該受託者が法人であるときは、その役員）

四 定款に記載した資産流動化計画に定められた特定資産が信託の受益権である場合には、当該信託の受託者である法人の役員

（新設）

（取締役の解任）

第六十七条（略）

2 優先出資社員は、前項の決議について議決権を有する。

3 第一項の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって行われなければならない。

3| 取締役の職務遂行に関し不正の行為又は法令、資産流動化計画若しくは定款に違反する重大な事実があったにもかかわらず、社員総会において当該取締役の解任が否決されたときは、特定資本の十分の一以上に当たる特定出資口数を有する特定社員又は六月前から引き続き発行済優先出資の総口数の百分の三以上に当たる優先出資を有する優先出資社員は、当該社員総会の日から三十日以内に当該取締役の解任を裁判所に請求することができる。

4| (略)

(特定目的会社の代表)

第六十九条 (略)

2| (略)

(削る)

3| (略)

(定款、社員名簿等の公示)

第七十条 取締役は、定款及び資産流動化計画を本店及び支店に、特定社員名簿、優先出資社員名簿、単位未満優先出資原簿及び特定社債原簿を本店に備え置かなければならない。ただし、名義書換代理人を置いた場合には、優先出資社員名簿、単位未満優先出資原簿又

なければならぬ。

4| 取締役の職務遂行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったにもかかわらず、社員総会において当該取締役の解任が否決されたときは、特定資本の十分の一以上に当たる特定出資口数を有する特定社員又は六月前から引き続き発行済優先出資の総口数の百分の三以上に当たる優先出資を有する優先出資社員は、当該社員総会の日から三十日以内に当該取締役の解任を裁判所に請求することができる。

5| (略)

(特定目的会社の代表)

第六十九条 (略)

2| (略)

3| 第六十五条第二項の規定は、特定目的会社を代表すべき取締役を定める場合及び数人の取締役が共同して特定目的会社を代表すべきことを定める場合について準用する。

4| (略)

(定款、社員名簿等の公示)

第七十条 取締役は、定款を本店及び支店に、特定社員名簿、優先出資社員名簿及び特定社債原簿を本店に備え置かなければならない。ただし、名義書換代理人を置いた場合には、優先出資社員名簿又は特定社債原簿を本店に備え置くことに代えて、これらの書類を当該

は特定社債原簿を本店に備え置くことに代えて、これらの書類を当該名義書換代理人の営業所に備え置くことができる。

2・3 (略)

4 単位未満優先出資社員は、当該特定目的会社の営業時間内においていつでも、定款、資産流動化計画又は単位未満優先出資原簿の閲覧又は謄写を請求することができる。

(競業禁止義務)

第七十一条 (略)

2 (略)

3 有限会社法第二十九条第三項及び第四項(会社の介入権)の規定は、第一項の取引について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは、「資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第七十一条第一項」と読み替えるものとする。

(特定目的会社に対する責任)

第七十三条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する行為をした取締役は、特定目的会社に対し連帯して、当該各号に定める額について弁済又は賠償する責任を負う。

一～三 (略)

四 前三号に掲げる場合のほか、法令、資産流動化計画又は定款に違反する行為をしたとき、特定目的会社の被った損害額

名義書換代理人の営業所に備え置くことができる。

2・3 (略)

(新設)

(競業禁止義務)

第七十一条 (略)

2 (略)

3 有限会社法第二十九条第三項及び第四項(会社の介入権)の規定は、第一項の取引について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは、「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第七十一条第一項」と読み替えるものとする。

(特定目的会社に対する責任)

第七十三条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する行為をした取締役は、特定目的会社に対し連帯して、当該各号に定める額について弁済又は賠償する責任を負う。

一～三 (略)

四 前三号に掲げる場合のほか、法令又は定款に違反する行為をしたとき、特定目的会社の被った損害額

2・3 (略)

4 商法第二百六十六条第四項(損害額の推定)の規定は、特定目的会社の取締役が第七十一条第一項の規定に違反して同項に規定する取引をした場合について準用する。この場合において、同法第二百六十六条第四項中「第一項ノ会社ノ蒙リタル損害額」とあるのは、「資産の流動化に関する法律第七十三条第一項第三号ニ定ムル損害額」と、「同条第三項」とあるのは、「同法第七十一条第三項ニ於テ準用スル有限会社法第二十九条第三項」と読み替えるものとする。

5 (略)

(社員の代表訴訟)

第七十五条 (略)

2 商法第二百六十七条第二項から第六項まで(株主の代表訴訟)及び第二百六十八条から第二百六十八条ノ三まで(管轄、訴訟参加及び訴訟の告知、弁護士報酬の請求及び損害賠償の責任並びに再審の訴え)の規定は、特定目的会社の取締役の責任を追求する訴えについて準用する。この場合において、同法第二百六十七条第二項中「前項ノ請求」とあるのは「資産の流動化に関する法律第七十五条第一項ノ請求」と、「前項ノ株主」とあるのは「同項ノ社員」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第七十五条第一項及同条第二項ニ於テ準用スル前項」と、「第一項ノ株主」とあるのは「同条第一項ノ社員」と、同法第二百六十七条第

2・3 (略)

4 商法第二百六十六条第四項(損害額の推定)の規定は、特定目的会社の取締役が第七十一条第一項の規定に違反して同項に規定する取引をした場合について準用する。この場合において、同法第二百六十六条第四項中「第一項ノ会社ノ蒙リタル損害額」とあるのは、「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第七十三条第一項第三号ニ定ムル損害額」と、「同条第三項」とあるのは、「同法第七十一条第三項ニ於テ準用スル有限会社法第二十九条第三項」と読み替えるものとする。

5 (略)

(社員の代表訴訟)

第七十五条 (略)

2 商法第二百六十七条第二項から第六項まで(株主の代表訴訟)及び第二百六十八条から第二百六十八条ノ三まで(管轄、訴訟参加及び訴訟の告知、弁護士報酬の請求及び損害賠償の責任並びに再審の訴え)の規定は、特定目的会社の取締役の責任を追求する訴えについて準用する。この場合において、同法第二百六十七条第二項中「前項ノ請求」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第七十五条第一項ノ請求」と、「前項ノ株主」とあるのは「同項ノ社員」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第七十五条第一項及同条第二項ニ於テ準用スル前項」と、「第一項ノ株主」とあるのは

五項、第二百六十八條第二項及び第三項、第二百六十八條ノ二並びに第二百六十八條ノ三第一項中「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとする。

(社員等の差止請求権)

第七十六條の二 取締役が法令又は資産流動化計画に違反する行為をしている場合にあつては、社員、特定社債権者、特定約束手形の所持人又は特定目的借入れに係る債権者は、特定目的会社のために、当該取締役に対し、その行為をやめるよう請求することができる。

第七十七條 取締役が特定目的会社の目的の範囲内でない行為その他定款に違反する行為をし、これにより当該特定目的会社に回復することのできない損害が生ずるおそれがある場合においては、特定社員又は六月前から引き続き優先出資を有する優先出資社員は、当該特定目的会社のために、当該取締役に対し、その行為をやめるよう請求することができる。

(商法等の準用)

第七十八條 商法第二百五十四條ノ三(取締役の忠実義務)及び第二百五十八條(欠員の場合の措置)の規定は特定目的会社の取締役について、同法第二百五十六條ノ二(選任決議の定足数)及び有限会

「同条第一項ノ社員」と、同法第二百六十七條第五項、第二百六十八條第二項及び第三項、第二百六十八條ノ二並びに第二百六十八條ノ三第一項中「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとする。

(新設)

(社員の差止請求権)

第七十七條 取締役が特定目的会社の目的の範囲内でない行為その他法令又は定款に違反する行為をし、これにより当該特定目的会社に回復することのできない損害が生ずるおそれがある場合においては、特定社員又は六月前から引き続き優先出資を有する優先出資社員は、当該特定目的会社のために、当該取締役に対し、その行為をやめるよう請求することができる。

(商法の準用)

第七十八條 商法第二百五十四條ノ三(取締役の忠実義務)及び第二百五十八條(欠員の場合の措置)の規定は特定目的会社の取締役について、同法第二百五十六條ノ二(選任決議の定足数)及び有限会

社法第二十五条ノ二（累積投票）の規定は特定目的会社の取締役の選任について、商法第七十条ノ二（業務代行者の権限）の規定は特定目的会社の取締役の職務代行者について、同法第二百六十二条（表見代表取締役の行為についての責任）の規定は特定目的会社について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百五十四条ノ三中「法令及定款」とあるのは「法令、資産流動化計画及定款」と、「総会」とあるのは「社員総会」と、同法第二百五十六条ノ二中「総会」とあるのは「社員総会」と、「株主」とあるのは「社員」と、「株式ノ数」とあるのは「議決権ノ数」と、「発行済株式ノ総数」とあるのは「総社員ノ議決権ノ総数」と、同法第七十条ノ二第一項中「第六十七条ノ二」とあるのは「資産の流動化に関する法律第二十四条第三項ニ於テ準用スル第六十七条ノ二」と読み替えるものとする。

（監査役の報告義務）

第八十一条 監査役は、取締役が特定目的会社の目的の範囲内に行爲その他法令、資産流動化計画若しくは定款に違反する行爲をし、又はその行爲をするおそれがあると認める場合には、当該取締役（以下この項及び第四項において「非行取締役」という。）以外に他の取締役があるときは当該他の取締役に對し、非行取締役以外に他の取締役がないときは社員総会（特定社員を構成員とするものに限る。）において、その旨を報告しなければならない。

2・3（略）

社法第二十五条ノ二（累積投票）の規定は特定目的会社の取締役の選任について、商法第七十条ノ二（業務代行者の権限）の規定は特定目的会社の取締役の職務代行者について、同法第二百六十二条（表見代表取締役の行為についての責任）の規定は特定目的会社について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百五十四条ノ三中「総会」とあるのは「社員総会」と、同法第二百五十六条ノ二中「総会」とあるのは「社員総会」と、「株主」とあるのは「社員」と、「株式ノ数」とあるのは「議決権ノ数」と、「発行済株式ノ総数」とあるのは「総社員ノ議決権ノ総数」と、同法第七十条ノ二第一項中「第六十七条ノ二」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二十四条第三項ニ於テ準用スル第六十七条ノ二」と読み替えるものとする。

（監査役の報告義務）

第八十一条 監査役は、取締役が特定目的会社の目的の範囲内に行爲その他法令若しくは定款に違反する行爲をし、又はその行爲をするおそれがあると認める場合には、当該取締役以外に他の取締役があるときは当該他の取締役に對し、当該取締役以外に他の取締役がないときは社員総会（特定社員を構成員とするものに限る。）以下この条において同じ。）において、その旨を報告しなければならない。

2・3（略）

4 監査役は、社員総会において、非行取締役の解任に関する議案を提出することができる。

(監査役の報酬)

第八十三条 (略)

2 商法第二百七十九条第二項及び第三項(監査役が数人ある場合の協議及び意見を述べる権利)の規定は、特定目的会社の監査役の報酬について準用する。この場合において、同条第二項中「総会」とあるのは「社員総会」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第八十三条第一項」と、同項において準用する同法第二百七十五条ノ三中「株主総会」とあるのは「社員総会」と読み替えるものとする。

(取締役に関する規定等の準用)

第八十四条 (略)

2 (略)

3 商法第二百七十四条ノ二(取締役の報告義務)、第二百七十五条から第二百七十五条ノ四まで(調査及び報告をする義務、監査役の差止請求、監査役の任免について意見を述べる権利並びに会社と取締役間の訴えの代表)、第二百七十七条(会社に対する責任)、第二百七十八条(取締役との連帯責任)及び第二百七十九条ノ二(監査費用)の規定は、特定目的会社の監査役について準用する。この場合において、同法第二百七十五条中「株主総会」とあるのは「社

(新設)

(監査役の報酬)

第八十三条 (略)

2 商法第二百七十九条第二項及び第三項(監査役が数人ある場合の協議及び意見を述べる権利)の規定は、特定目的会社の監査役の報酬について準用する。この場合において、同条第二項中「総会」とあるのは「社員総会」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第八十三条第一項」と、同項において準用する同法第二百七十五条ノ三中「株主総会」とあるのは「社員総会」と読み替えるものとする。

(取締役に関する規定等の準用)

第八十四条 (略)

2 (略)

3 商法第二百七十四条ノ二(取締役の報告義務)、第二百七十五条から第二百七十五条ノ四まで(調査及び報告をする義務、監査役の差止請求、監査役の任免について意見を述べる権利並びに会社と取締役間の訴えの代表)、第二百七十七条(会社に対する責任)、第二百七十八条(取締役との連帯責任)及び第二百七十九条ノ二(監査費用)の規定は、特定目的会社の監査役について準用する。この場合において、同法第二百七十五条及び第二百七十五条ノ三中「株

員総会」と、「法令若八定款」とあるのは「法令、資産流動化計画若八定款」と、同法第二百七十五条ノ二中「法令又八定款」とあるのは「法令、資産流動化計画又八定款」と、同法第二百七十五条ノ三中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、同法第二百七十五条ノ四中「第二百六十七条第一項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第七十五条第一項」と読み替えるものとする。

(計算書類等の作成と監査)

第八十五条 (略)

2 前項の書類は、監査役及び会計監査人の監査を受けなければならない。ただし、第一種特定目的会社であつて、資産流動化計画に定められた特定社債の発行総額と特定目的借入れの総額との合計額が政令で定める額に満たないものに係る同項の書類については、会計監査人の監査を受けることを要しない。

3～5 (略)

(会計監査人の資格等)

第八十七条 (略)

2 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。

一 (略)

二 資産流動化計画に定められた特定資産の譲渡人、当該特定資産の管理及び処分に係る業務を行わせるために設定された信託の受託者である信託会社等(第四百四十四条第四項の規定に基づき同項

主総会」とあるのは「社員総会」と、同法第二百七十五条ノ四中「第二百六十七条第一項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第七十五条第一項」と読み替えるものとする。

(計算書類等の作成と監査)

第八十五条 (略)

2 前項の書類は、監査役及び会計監査人の監査を受けなければならない。ただし、資産対応証券として特定社債のみを発行する特定目的会社であつて、その定款に記載した資産流動化計画に定められた特定社債の発行総額が政令で定める額に満たないものに係る同項の書類については、会計監査人の監査を受けることを要しない。

3～5 (略)

(会計監査人の資格等)

第八十七条 (略)

2 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。

一 (略)

二 定款に記載した資産流動化計画に定められた特定資産の譲渡人、当該特定資産の管理及び処分に係る業務の受託者若しくは当該特定資産が信託の受益権である場合における当該信託の受託者(

各号の財産に係る管理及び処分に係る業務を委託した場合においては、その受託者）若しくは当該特定資産が信託の受益権である場合における当該信託の受託者（以下この号及び第九十一条第三項において「特定資産譲渡人等」という。）若しくは特定資産譲渡人等の取締役若しくは監査役から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者

三・四（略）

3 商法特例法第五条（会計監査人の職務を行うべき社員の指名）並びに第五条の二第一項及び第二項（会計監査人の任期）の規定は特定目的会社の会計監査人について、前条第二項及び第三項前段の規定は会計監査人を再任しないことを社員総会の会議の目的とする場合について、それぞれ準用する。この場合において、商法特例法第五条中「前条第二項第二号」とあるのは「資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第八十七条第二項第二号」と、商法特例法第五条の二第一項中「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、同条第二項中「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、「総会」とあるのは「社員総会」と読み替えるものとする。

（会計監査人の欠けた場合の処置）

第九十条（略）

2 第八十七条第一項及び第二項並びに前条の規定並びに商法特例法

以下この号及び第九十一条第三項において「特定資産譲渡人等」という。）若しくは特定資産譲渡人等の取締役若しくは監査役から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者

三・四（略）

3 商法特例法第五条（会計監査人の職務を行うべき社員の指名）並びに第五条の二第一項及び第二項（会計監査人の任期）の規定は特定目的会社の会計監査人について、前条第二項及び第三項前段の規定は会計監査人を再任しないことを社員総会の会議の目的とする場合について、それぞれ準用する。この場合において、商法特例法第五条中「前条第二項第二号」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第八十七条第二項第二号」と、商法特例法第五条の二第一項中「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、同条第二項中「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、「総会」とあるのは「社員総会」と読み替えるものとする。

（会計監査人の欠けた場合の処置）

第九十条（略）

2 第八十七条第一項及び第二項並びに前条の規定並びに商法特例法

第五条（会計監査人の職務を行うべき社員の指名）の規定は、前項の一時会計監査人の職務を行うべき者について準用する。この場合において、同条中「前条第二項第二号」とあるのは、「資産の流動化に関する法律第九十条第二項において準用する同法第八十七条第二項第二号」と読み替えるものとする。

（監査役に対する会計監査人の報告）

第九十二条 会計監査人は、その職務を行うに際して取締役の職務執行に関し不正の行為又は法令、資産流動化計画若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを監査役に報告しなければならない。

2（略）

（会計監査人のある場合の計算書類等の監査）

第九十三条（略）

2・3（略）

4 前項の監査報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、第六号及び第八号に掲げる事項については、会計に関する部分に限る。

一・二（略）

三 貸借対照表及び損益計算書が法令、資産流動化計画及び定款に従い特定目的会社の財産及び損益の状況を正しく示したものであるときは、その旨

第五条（会計監査人の職務を行うべき社員の指名）の規定は、前項の一時会計監査人の職務を行うべき者について準用する。この場合において、同条中「前条第二項第二号」とあるのは、「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第九十条第二項において準用する同法第八十七条第二項第二号」と読み替えるものとする。

（監査役に対する会計監査人の報告）

第九十二条 会計監査人は、その職務を行うに際して取締役の職務執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを監査役に報告しなければならない。

2（略）

（会計監査人のある場合の計算書類等の監査）

第九十三条（略）

2・3（略）

4 前項の監査報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、第六号及び第八号に掲げる事項については、会計に関する部分に限る。

一・二（略）

三 貸借対照表及び損益計算書が法令及び定款に従い特定目的会社の財産及び損益の状況を正しく示したものであるときは、その旨

<p>四 貸借対照表又は損益計算書が法令、資産流動化計画又は定款に違反し特定目的会社の財産及び損益の状況を正しく示していないものであるときは、その旨及びその内容</p> <p>五 (略)</p> <p>六 営業報告書が法令、資産流動化計画及び定款に従い特定目的会社の状況を正しく示したもののかどうかの判定</p> <p>七 利益の処分又は損失の処理に関する議案が法令、資産流動化計画及び定款に適合するかどうかの判定</p> <p>八・九 (略)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>7 前項の監査報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>い。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 取締役の職務遂行に関し不正の行為又は法令、資産流動化計画若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実</p> <p>8・9 (略)</p> <p>(会計監査人についての商法特例法の準用)</p> <p>第九十六条 商法特例法第六条の三(会計監査人の選任等)についての意見陳述)、第九条から第十一条まで(会計監査人の損害賠償責任及び取締役等との連帯責任)及び第十七条(定時総会における会計監査人の意見陳述)の規定は、特定目的会社の会計監査人について準用する。この場合において、商法特例法第六条の三中「株主総会</p>
--

<p>四 貸借対照表又は損益計算書が法令又は定款に違反し特定目的会社の財産及び損益の状況を正しく示していないものであるときは、その旨及びその内容</p> <p>五 (略)</p> <p>六 営業報告書が法令及び定款に従い特定目的会社の状況を正しく示したもののかどうかの判定</p> <p>七 利益の処分又は損失の処理に関する議案が法令及び定款に適合するかどうかの判定</p> <p>八・九 (略)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>7 前項の監査報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>い。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 取締役の職務遂行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実</p> <p>8・9 (略)</p> <p>(会計監査人についての商法特例法の準用)</p> <p>第九十六条 商法特例法第六条の三(会計監査人の選任等)についての意見陳述)、第九条から第十一条まで(会計監査人の損害賠償責任及び取締役等との連帯責任)及び第十七条(定時総会における会計監査人の意見陳述)の規定は、特定目的会社の会計監査人について準用する。この場合において、商法特例法第六条の三中「株主総会</p>
--

「とあるのは「社員総会」と、商法特例法第十条中「第十三条第一項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第九十三条第三項」と、商法特例法第十七条中「第二条」とあるのは「資産の流動化に関する法律第八十五条第一項」と、「法令又は定款」とあるのは「法令、資産流動化計画又は定款」と、「監査役会又は監査役」とあるのは「監査役」と、「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と読み替えるものとする。

(利益の配当)

第一百一条 (略)

2 (略)

3 利益の配当は、資産流動化計画で定められた優先出資社員に対する優先的配当の規定に従うほか、各社員の有する優先出資又は特定出資の口数に応じて、これを行わなければならない。ただし、特定目的会社の有する自己の優先出資及び特定出資については、利益の配当は、これを行ってはならない。

(減資剰余金の優先資本組入れ)

第一百一条の二 特定目的会社は、第百十八条の八又は第百十八条の九の規定により減少した優先資本の額が優先出資の消却に要した金額及び欠損の補てんに充てた金額を超えるときは、その超過額(第百三十七条の三において「減資剰余金」という。)を優先資本に組み入れなければならない。

「とあるのは「社員総会」と、商法特例法第十条中「第十三条第一項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第九十三条第三項」と、商法特例法第十七条中「第二条」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第八十五条第一項」と、「監査役会又は監査役」とあるのは「監査役」と、「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と読み替えるものとする。

(利益の配当)

第一百一条 (略)

2 (略)

3 利益の配当は、定款に記載した資産流動化計画で定められた優先出資社員に対する優先的配当の規定に従うほか、各社員の有する優先出資又は特定出資の口数に応じて、これを行わなければならない。ただし、特定目的会社の有する自己の優先出資及び特定出資については、利益の配当は、これを行ってはならない。

(新設)

(中間配当)

第百二条 (略)

2・3 (略)

4 取締役は、特定目的会社の営業年度の終了の時に貸借対照表上の純資産の額が第百一条第一項各号の金額の合計額を下回るおそれがあると認めるときは、当該営業年度において第一項の金銭の分配を決定してはならない。

5 (略)

6 第一項の金銭の分配は、これを利益の配当とみなして、第三十一条第三項、第四十九条において準用する商法第二百九条第一項及び第百一条第三項の規定を適用する。

7 第七十二条第二項の規定は第五項の金銭の分配をすることにつき同意した取締役について、同条第三項の規定は当該取締役及び第五項の取締役の責任について、第百一条第二項の規定は第三項の規定に違反して金銭の分配を行った場合について、それぞれ準用する。

(特定目的会社の業務及び財産状況の検査)

第百五条 特定目的会社の業務の執行に關し不正の行為又は法令、資産流動化計画若しくは定款に違反する重大な事実があることを疑うべき事由があるときは、特定資本の百分の三以上に当たる特定出資口数を有する特定社員又は発行済優先出資の総口数の百分の三以上

(中間配当)

第百二条 (略)

2・3 (略)

4 取締役は、特定目的会社の営業年度の終了の時に貸借対照表上の純資産の額が前条第一項各号の金額の合計額を下回るおそれがあると認めるときは、当該営業年度において第一項の金銭の分配を決定してはならない。

5 (略)

6 第一項の金銭の分配は、これを利益の配当とみなして、第三十一条第三項、第四十九条において準用する商法第二百九条第一項、第六十条及び前条第三項の規定を適用する。

7 第七十二条第二項の規定は第五項の金銭の分配をすることにつき同意した取締役について、同条第三項の規定は当該取締役及び第五項の取締役の責任について、前条第二項の規定は第三項の規定に違反して金銭の分配を行った場合について、それぞれ準用する。

(特定目的会社の業務及び財産状況の検査)

第百五条 特定目的会社の業務の執行に關し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを疑うべき事由があるときは、特定資本の百分の三以上に当たる特定出資口数を有する特定社員又は発行済優先出資の総口数の百分の三以上に当たる優先出資

に当たる優先出資を有する優先出資社員は、当該特定目的会社の業務及び財産の状況を調査させるため、裁判所に検査役の選任を請求することができる。

2・3 (略)

(社員等の権利の行使に関する利益供与)

第百六条 特定目的会社は、何人に対しても、社員、特定社債権者、特定約束手形の所持人又は特定目的借入れに係る債権者の権利の行使に関し、財産上の利益を供与してはならない。

2 商法第二百九十四条ノ二第二項の規定は、特定目的会社について準用する。この場合において、同項中「株主」とあるのは、「社員、特定社債権者、特定約束手形ノ所持人又ハ特定目的借入ニ係ル債権者」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

(計算に関する商法の準用)

第百七条 商法第二百八十六条(創立費の繰延べ)、第二百八十六条ノ四から第二百八十七条ノ二まで(新株発行費用の繰延べ、社債発行費用の繰延べ、社債差額の繰延べ及び引当金)及び第二百九十五条(会社使用人の先取特権)の規定は、特定目的会社について準用する。この場合において、同法第二百八十六条中「第百六十八条第一項第七号及第八号」とあるのは、「資産の流動化に関する法律第十八条第三項第四号及第五号」と、「同号但書」とあるのは「同号

を有する優先出資社員は、当該特定目的会社の業務及び財産の状況を調査させるため、裁判所に検査役の選任を請求することができる。

2・3 (略)

(社員の権利の行使に関する利益供与)

第百六条 特定目的会社は、何人に対しても、社員の権利の行使に関し、財産上の利益を供与してはならない。

2 商法第二百九十四条ノ二第二項の規定は、特定目的会社について準用する。この場合において、同項中「株主」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

(計算に関する商法の準用)

第百七条 商法第二百八十六条(創立費の繰延べ)、第二百八十六条ノ四から第二百八十七条ノ二まで(新株発行費用の繰延べ、社債発行費用の繰延べ、社債差額の繰延べ及び引当金)及び第二百九十五条(会社使用人の先取特権)の規定は、特定目的会社について準用する。この場合において、同法第二百八十六条中「第百六十八条第一項第七号及第八号」とあるのは、「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第十八条第三項第四号及第五号」と、「同号但

二定ムル」と、「会社成立ノ後、若シ開業前二利息ヲ配当スベキコトヲ定メタルトキ八其ノ配当ヲ止メタル後」とあるのは「特定目的会社ノ成立後」と、同法第二百八十六条ノ四中「新株」とあるのは「優先出資」と、同法第二百八十六条ノ五中「社債」とあるのは「特定社債」と、同法第二百八十七条中「社債」及び「社債権者」とあるのはそれぞれ「特定社債」及び「特定社債権者」と読み替えるものとする。

第六節 特定社債

第一款 通則

(募集の決定)

第百八条 特定目的会社は、資産流動化計画の定めるところに従い、取締役の決定（取締役が数人あるときは、その過半数をもってする決定）により、特定社債を募集することができる。

(特定社債募集の方法)

第百十条 (略)

2 取締役は、次に掲げる事項を記載した特定社債申込証を作成しなければならぬ。

- 一 特定目的会社の商号及び業務開始届出の年月日（新計画届出を行った場合には、当該新計画届出の年月日）並びに特定社債管理会社の商号

書」とあるのは「同号二定ムル」と、「会社成立ノ後、若シ開業前二利息ヲ配当スベキコトヲ定メタルトキ八其ノ配当ヲ止メタル後」とあるのは「特定目的会社ノ成立後」と、同法第二百八十六条ノ四中「新株」とあるのは「優先出資」と、同法第二百八十六条ノ五中「社債」とあるのは「特定社債」と、同法第二百八十七条中「社債」及び「社債権者」とあるのはそれぞれ「特定社債」及び「特定社債権者」と読み替えるものとする。

第六節 特定社債

(募集の決定)

第百八条 特定目的会社は、定款に記載した資産流動化計画の定めるところに従い、取締役の決定（取締役が数人あるときは、その過半数をもってする決定）により、特定社債を募集することができる。

(公募発行の方法)

第百十条 (略)

2 取締役は、次に掲げる事項を記載した特定社債申込証を作成しなければならぬ。

- 一 特定目的会社の商号並びに第三条の登録の年月日（第十一条第一項の変更登録を受けた場合には、当該変更登録の年月日）及び登録番号並びに特定社債管理会社の商号

二了八（略）

九 払込みを取り扱う銀行又は信託会社

十（略）

十一（略）

十二（略）

十三 資産流動化計画に定められた特定資産を特定するに足りる事項、当該特定資産の上に存在する特定目的会社に対抗し得る権利その他当該特定資産の価格を知るために必要な事項の概要

十四 特定目的会社以外の者であつて政令で定めるものが前号の特定資産の価格につき調査した結果（当該特定資産が不動産（土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利をいう。）であるときは、不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査したものに限る。）

十五（略）

十六 資産流動化計画に他の特定社債の発行についての定めがあるときは、当該他の特定社債の第四号から第八号まで、第十号及び第十一号に掲げる事項及びその発行状況

十七 資産流動化計画に特定約束手形の発行についての定めがあるときは、当該特定約束手形の限度額その他の総理府令で定める事項及びその発行状況

十八 資産流動化計画に特定目的借入れについての定めがあるときは、その限度額その他の総理府令で定める事項及びその借入状況

二了八（略）

（新設）

九（略）

十（略）

十一（略）

十二 定款に記載した資産流動化計画に定められた特定資産を特定するに足りる事項、当該特定資産の上に存在する特定目的会社に対抗し得る権利その他当該特定資産の価格を知るために必要な事項の概要

十三 特定目的会社以外の者であつて政令で定めるものが前号の特定資産の価格につき調査した結果（当該特定資産が不動産であるときは、不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査したものに限る。）

十四（略）

十五 定款に記載した資産流動化計画に他の特定社債の発行についての定めがあるときは、当該他の特定社債の第四号から第十号までに掲げる事項及びその発行状況

十六 定款に記載した資産流動化計画に特定約束手形の発行についての定めがあるときは、当該特定約束手形の限度額その他の総理府令で定める事項及びその発行状況

（新設）

十九（略）

3 特定目的会社は、前項第十五号に掲げる事項の記載がない場合において、特定社債の応募額が特定社債申込証に記載した特定社債の総額に達しないときは、当該特定社債を発行してはならない。

4（略）

5 取締役は、特定社債の応募者から資産流動化計画の閲覧又は当該資産流動化計画の謄本若しくは抄本の交付の求めがあったときは、これに応じなければならない。

6 第三十八条第三項、第三十九条第三項並びに商法第七十八条及び第八十九条（払込取扱機関の変更及び保管証明）の規定は、特定社債の払込みを取り扱う銀行又は信託会社について準用する。この場合において、同条中「発起人又ハ取締役」とあるのは「取締役」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（一般担保）

第一百十二条 特定目的会社の特定社債権者は、当該特定目的会社の財産について他の債権者に先立って自己の特定社債に係る債権の弁済を受ける権利を有する。ただし、資産流動化計画をもって別段の定めをすることを妨げない。

2（略）

（特定社債に関する商法等の準用等）

十七（略）

3 特定目的会社は、前項第十四号に掲げる事項の記載がない場合において、特定社債の応募額が特定社債申込証に記載した特定社債の総額に達しないときは、当該特定社債を発行してはならない。

4（略）

5 取締役は、特定社債の応募者から定款に記載した資産流動化計画の閲覧又は当該資産流動化計画の謄本若しくは抄本の交付の求めがあったときは、これに応じなければならない。

（新設）

（一般担保）

第一百十二条 特定目的会社の特定社債権者は、当該特定目的会社の財産について他の債権者に先立って自己の特定社債に係る債権の弁済を受ける権利を有する。

2（略）

（特定社債に関する商法の準用等）

第百十三條 商法第二百三條（株式の共有）の規定は特定社債が二以上の者の共有に属する場合について、同法第二百二十四條第一項及び第二項（株主名簿の効力）の規定は特定社債の応募者又は特定社債権者に対する通知及び催告について、同法第二百九十八條から第三百条まで（既存社債に未払込みがある場合の制限、各社債の金額及び割増償還の制限）、第三百二條（総額引受けの方法）、第三百三條（社債の払込み）、第三百六條から第三百八條まで（債券の発行、記名社債の移転及び記名式と無記名式との間の轉換）、第三百十五條から第三百十七條まで（利札が欠けた場合の特則、社債元利金請求権の時効及び社債原簿の記載事項）及び第三百十九條から第三百四十一條まで（社債権者集会）並びに商法中改正法律施行法（昭和十三年法律第七十三号）第六十一條（社債権者集会に関する公告の方法）の規定は特定目的会社が特定社債を発行する場合における特定社債、特定社債権者、特定社債券、特定社債管理会社、特定社債原簿若しくは特定社債権者集会について、民法第三百六十五條（記名社債質の對抗要件）の規定は記名の特定社債について、それぞれ準用する。この場合において、商法第二百三條第二項及び第三項中「株主」とあるのは「特定社債権者」と、同法第二百二十四條第一項中「株主名簿」とあるのは「特定社債原簿」と、同法第三百二條中「前条」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百十條」と、同法第三百六條第二項中「第三百一號第二項第一号乃至第六号、第九号及第十号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百十條第二項第一号、第三号乃至第八号及第十二号」と、同法第三百十

第百十三條 商法第二百三條（株式の共有）の規定は特定社債が二以上の者の共有に属する場合について、同法第二百二十四條第一項及び第二項（株主名簿の効力）の規定は特定社債の応募者又は特定社債権者に対する通知及び催告について、同法第二百九十八條から第三百条まで（既存社債に未払込みがある場合の制限、各社債の金額及び割増償還の制限）、第三百二條（総額引受けの方法）、第三百三條（社債の払込み）、第三百六條から第三百八條まで（債券の発行、記名社債の移転及び記名式と無記名式との間の轉換）、第三百十五條から第三百十七條まで（利札が欠けた場合の特則、社債元利金請求権の時効及び社債原簿の記載事項）及び第三百十九條から第三百四十一條まで（社債権者集会）並びに商法中改正法律施行法（昭和十三年法律第七十三号）第六十一條（社債権者集会に関する公告の方法）の規定は特定目的会社が特定社債を発行する場合又はその場合における特定社債、特定社債権者、特定社債券、特定社債管理会社、特定社債原簿若しくは特定社債権者集会について、民法第三百六十五條（記名社債質の對抗要件）の規定は記名の特定社債について、それぞれ準用する。この場合において、商法第二百三條第二項及び第三項中「株主」とあるのは「特定社債権者」と、同法第二百二十四條第一項中「株主名簿」とあるのは「特定社債原簿」と、同法第三百二條中「前条」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第百十條」と、同法第三百六條第二項中「第三百一號第二項第一号乃至第六号、第九号及第十号」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第百十條第

七条第三号中「第三百一条第二項第一号乃至第七号及第九号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第一百十条第二項第一号、第三号乃至第八号及第十号」と、同法第三百十九条中「本法二」とあるのは「本法又八資産流動化計画二」と読み替えるものとする。

2 特定目的会社が発行する特定社債は、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）、社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、商法第二編第四章第五節の規定により発行される社債とみなす。

3 前項の規定により社債とみなされる特定社債については、担保附社債信託法第四条第一項各号に掲げるもののほか、次に掲げるものを物上担保の目的とすることができる。

- 一 債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第四号）第十条第一項の規定により質権の設定が登記される債権
- 二 その譲渡により担保の目的となる債権であつて、債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律第二条第一項の規定により当該譲渡が登記されるもの

第二款 転換特定社債

（転換特定社債の発行）

第百十三条の二 特定目的会社は、資産流動化計画の定めるところに

二項第一号、第三号乃至第八号及第十一号」と、同法第三百七条第三号中「第三百一条第二項第一号乃至第七号及第九号」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第一百十条第二項第一号及第三号乃至第九号」と読み替えるものとする。

2 特定目的会社が発行する特定社債は、社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、商法第二編第四章第五節の規定により発行される社債とみなす。

（新設）

（新設）

従い、転換特定社債を発行することができる。

2 第二種特定目的会社が優先出資社員以外の者に対して特に有利な転換の条件を付した転換特定社債を発行する場合には、資産流動化計画にこれに関する定めがあるときにおいても、その者に対して発行することができる転換特定社債の総額、発行価額、転換の条件、転換によって発行すべき優先出資の内容及び転換を請求することができる期間について、社員総会の決議によらなければならない。

3 第三十八条の二第三項及び第四項並びに商法第二百八十条ノ二第二項後段及び第三項並びに第三百四十一条ノ二第四項（第三者に対する有利発行）の規定は、前項の決議について準用する。この場合において、同法第二百八十条ノ二第二項後段中、「株主総会」とあるのは、「社員総会」と、「株主以外」とあるのは、「優先出資社員以外」と、「新株」とあるのは、「転換特定社債」と、同条第三項中、「第二百三十二条」とあるのは、「資産の流動化に関する法律第五十三条第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（商法の準用）

第一百十三条の三 商法第二百八十条ノ十（発行の差止め）、第二百八十条ノ十一（不公正な価額で引き受けた者の責任）、第三百四十一条ノ二ノ二（転換社債発行事項の公示）、第三百四十一条ノ三（第五号を除く。）から第三百四十一条ノ六まで（転換社債発行の手續、転換社債の登記、転換の請求及び閉鎖期間中・基準日後に転換に

（新設）

より発行された株式の議決権)及び第三百四十一条ノ七第二項(轉換株式の規定の準用)の規定は、轉換特定社債について準用する。この場合において、同法第二百八十条ノ十中、「法令若八定款」とあるのは、「法令、資産流動化計画若八定款」と、「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百八十条ノ十一第二項において準用する同法第二百六十七条第一項中、「六月前ヨリ引続キ株式ヲ有スル株主」とあるのは、「特定社員又八六月前ヨリ引続キ優先出資ヲ有スル優先出資社員」と、同条第二項、第三項及び第五項中、「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百八十条ノ十一第二項において準用する同法第二百六十八条第二項及び第三項、第二百六十八条ノ二並びに第二百六十八条ノ三第一項中、「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百四十一条ノ二第一項中、「轉換社債ヲ発行」とあるのは「轉換特定社債(資産の流動化に関する法律第百十三条の二第二項ノ決議アリタル轉換特定社債ヲ除ク)ヲ発行」と、「株主」とあるのは「社員」と、同法第三百四十一条ノ七第二項において準用する同法第二百八条中、「消却、併合、分割、轉換又八買取」とあるのは「轉換」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三款 新優先出資引受権付特定社債

(新優先出資引受権付特定社債の発行)

第百十三条の四 特定目的会社は、資産流動化計画の定めるところに

(新設)

従い、新優先出資引受権付特定社債を発行することができる。

2 各新優先出資引受権付特定社債に付する新優先出資の引受権の行使によって発行する優先出資の発行価額の合計額は、各新優先出資引受権付特定社債の金額を超えることができない。

3 新優先出資の引受権のみを譲渡することができる新優先出資引受権付特定社債を発行する場合には、資産流動化計画にこれに関する定めがあるときにおいても、新優先出資引受権付特定社債の総額、新優先出資の引受権の行使によって発行する優先出資の発行価額の総額及び新優先出資の引受権を行使することができる期間について、社員総会の決議によらなければならない。ただし、新優先出資引受権付特定社債であって行使されていない新優先出資の引受権に係る優先出資の発行価額の総額が現に存する新優先出資引受権付特定社債の総額を超えないときに限り償還及び消却をするものを発行するときには、この限りでない。

4 第二種特定目的会社が、優先出資社員以外の者に対して特に有利な内容の新優先出資の引受権を付した新優先出資引受権付特定社債を発行する場合には、資産流動化計画にこれに関する定めがあるときにおいても、その者に対して発行することができる新優先出資引受権付特定社債の額、発行価額、新優先出資の引受権の内容及び新優先出資の引受権を行使することができる期間について、社員総会の決議によらなければならない。

5 第百十三条の二第三項の規定は、前二項の社員総会の決議について準用する。この場合において、「転換特定社債」とあるのは、「

新優先出資引受権付特定社債」と読み替えるものとする。

(商法の準用)

第百十三条の五 商法第二百八十条ノ十及び第二百八十条ノ十一（発行の差止め及び不公正な価額で引き受けた者の責任）、第三百四十一条ノ九（新株引受権付社債発行事項の公示）、第三百四十一条ノ十二（第三号を除く。）（新株引受権付社債発行の手続）並びに第三百四十一条ノ十五（新株引受権付社債の登記）の規定は新優先出資引受権付特定社債について、同法第二百二十二条ノ七（転換の登記）、第三百四十一条ノ六（閉鎖期間中・基準日後に転換により発行された株式の議決権）、第三百四十一条ノ十六（新株引受権の行使）及び第三百四十一条ノ十七（株主となる時期）の規定は新優先出資引受権の行使について、同法第三百四十一条ノ十三（新株引受権証券の発行と方法）及び第三百四十一条ノ十四（新株引受権の譲渡方法）の規定は新優先出資引受権証券について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百八十条ノ十中「法令若八定款」とあるのは「法令、資産流動化計画若八定款」と、「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百八十条ノ十一第二項において準用する同法第二百六十七条第一項中「六月前ヨリ引続キ株式ヲ有スル株主」とあるのは「特定社員又ハ六月前ヨリ引続キ優先出資ヲ有スル優先出資社員」と、同条第二項、第三項及び第五項中「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百八十条ノ十一第二項において準用する同法第二百六十八条第二項及び第三項、第二百六十八条ノ二並びに

(新設)

第二百六十八条ノ三第一項中「株主」とあるのは「社員」と、同法第三百四十一条ノ九第一項中「新株引受権附社債ヲ発行」とあるのは「新優先出資引受権附特定社債（資産の流動化に関する法律第百十三条の四第四項ノ決議アリタル新優先出資引受権附特定社債ヲ除ク）ヲ発行」と、「株主」とあるのは「社員」と、同法第三百四十一条ノ十二第二号中「第三百四十一条ノ八第二項第二号、第三号、第五号及第六号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第五号第一項第二号ニ(2)乃至(5)」と、同法第三百四十一条ノ十五第一項第五号中「第三百四十一条ノ八第二項第一号乃至第三号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第五号第一項第二号ニ(1)乃至(3)」と、同法第三百四十一条ノ十六第三項において準用する同法第百八十九条第一項中「発起人又ハ取締役」とあるのは「取締役」と、同法第三百四十一条ノ十三第一項中「第三百四十一条ノ八第二項第五号ニ掲グル事項ノ定」とあるのは「資産流動化計画ニ新優先出資ノ引受権ノミヲ譲渡スコトヲ得ベキ旨ノ定」と、同条第二項第三号中「第三百四十一条ノ八第二項第二号、第三号及第六号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第五号第一項第二号ニ(2)、(3)及(5)」と、同項第四号中「前条第三号及第四号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百十三条の五ニ於テ準用スル商法第三百四十一条ノ十二第四号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（定款変更の方法及び決議方法）

（定款変更の方法及び決議方法）

第百十四条 定款の変更は、社員総会の決議によらなければならないこと
ができない。

2 (略)

第百十五条 削除

第百十四条 定款の変更は、社員総会の決議によらなければならないこと
ができない。ただし、資産流動化計画に係る第九条第二項第一号に
規定する軽微な内容の変更については、この限りでない。

2 (略)

(定款変更の制限)

第百十五条 前条第一項の規定による定款の変更のうち、次の各号に
掲げる事項に係る定款の変更は、当該各号に定める場合を除き、す
ることができない。

一 第十八条第二項第六号に掲げる資産流動化計画 次に掲げる場
合

イ 第九条第二項の規定により変更をする場合

ロ 当該資産流動化計画に基づく業務が終了した後他の資産流動
化計画に基づく業務を行うために変更をする場合

二 第十八条第二項第九号に掲げる事項 同項第六号に掲げる資産
流動化計画の変更と同時に変更をする場合

2 前項の規定による同項の資産流動化計画に係る定款の変更(同項
第一号ロに掲げる場合においてするものに限る。)は、特定目的会
社の最終の貸借対照表上の純資産の額が特定資本の額に満たないと
きは、これをすることができない。

(特定資本の増加)

第百十六条 (略)

(特定資本の増加)

第百十六条 (略)

2
(略)

3 有限会社法第五十二条(出資引受けの方法)及び第五十二条ノ二(出資引受人の権利)の規定は特定資本の増加の場合における特定出資の引受けについて、同法第五十二条ノ三(現物出資の検査)の規定は特定資本の増加の場合の現物出資の検査について、同法第五十三条(資本増加の登記)及び第五十三条ノ二(資本増加の効力発生)の規定は特定資本の増加の登記について、同法第五十四条(社員等の財産価格てん補責任)及び第五十五条(取締役の引受担保責任及び払込担保責任)の規定は特定資本の増加の場合の特定社員及び取締役の責任について、同法第五十六条(資本増加無効の訴え)の規定は特定資本の増加の無効の訴えについて、同法第十二条(出資の払込み及び給付並びに払込取扱機関の証明)の規定並びに第二十七条第二項及び第六十一条第一項の規定は特定資本の増加の場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第五十二条ノ二中「社員」とあるのは「特定社員」と、同法第五十二条ノ三第一項中「第四十九条第一号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第十六条第一項第一号」と、「出資総口数」とあるのは「特定出資総口数」と、「資本」とあるのは「特定資本」と、同条第二項において準用する商法第二百八十条ノ八第二項中「第七十三条第二項後段及第三項」とあるのは「第七十三条第三項」と、「前項本文」とあるのは「資産の流動化に関する法律第十六条第三項ニ於テ準用スル有限会社法第五十二条ノ三第一項本文」と、同条第三項及び第五項中「第一項」とあるのは「資産の流動化に関する法律

2
(略)

3 有限会社法第五十二条(出資引受けの方法)及び第五十二条ノ二(出資引受人の権利)の規定は特定資本の増加の場合における特定出資の引受けについて、同法第五十二条ノ三(現物出資の検査)の規定は特定資本の増加の場合の現物出資の検査について、同法第五十三条(資本増加の登記)及び第五十三条ノ二(資本増加の効力発生)の規定は特定資本の増加の登記について、同法第五十四条(社員等の財産価格てん補責任)及び第五十五条(取締役の引受担保責任及び払込担保責任)の規定は特定資本の増加の場合の特定社員及び取締役の責任について、同法第五十六条(資本増加無効の訴え)の規定は特定資本の増加の無効の訴えについて、同法第十二条(出資の払込み及び給付並びに払込取扱機関の証明)の規定並びに第二十七条第二項及び第六十一条第一項の規定は特定資本の増加の場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第五十二条ノ二中「社員」とあるのは「特定社員」と、同法第五十二条ノ三第一項中「第四十九条第一号」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第十六条第一項第一号」と、「出資総口数」とあるのは「特定出資総口数」と、「資本」とあるのは「特定資本」と、同条第二項において準用する商法第二百八十条ノ八第二項中「第七十三条第二項後段及第三項」とあるのは「第七十三条第三項」と、「前項本文」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第十六条第三項ニ於テ準用スル有限会社法第五十二条ノ三第一項本文」と、同条第三項及び第五項中「

第一百六条第三項ニ於テ準用スル有限会社法第五十二条ノ三第一項
「と、有限会社法第五十三条中、「出資全額」とあるのは、「特定出資
全額」と、同法第五十四条第一項及び第二項中、「第四十九条第一号
又八第二号」とあるのは、「資産の流動化に関する法律第一百六条第
一項第一号又八第二号」と、「総会」とあるのは、「社員総会」と、
同条第三項中、「第三十条ノ二第二項」とあるのは、「資産の流動化に
関する法律第七十二条第二項」と、同条第四項中、「第四十九条第一
号」とあるのは、「資産の流動化に関する法律第一百六条第一項第一
号」と、同条第五項中、「第十六条」とあるのは、「資産の流動化に関
する法律第七十二条第三項」と、同法第五十五条第一項中、「出資」
とあるのは、「特定出資」と、同条第二項中、「出資全額」とあるのは
「特定出資全額」と、「未済ナル出資」とあるのは、「未済ナル特定
出資」と、同条第三項中、「第十六条」とあるのは、「資産の流動化に
関する法律第七十二条第三項」と、同法第五十六条第二項中、「社員
」とあるのは、「特定社員若八優先出資社員」と、同法第十二条第一
項中、「社員」とあるのは、「特定社員」と、「出資全額」とあるのは
「特定出資全額」と読み替えるものとする。

第一項」とあるのは、「特定目的会社による特定資産の流動化に関す
る法律第一百六条第三項ニ於テ準用スル有限会社法第五十二条ノ三
第一項」と、有限会社法第五十三条中、「出資全額」とあるのは、「特
定出資全額」と、同法第五十四条第一項及び第二項中、「第四十九条
第一号又八第二号」とあるのは、「特定目的会社による特定資産の流
動化に関する法律第一百六条第一項第一号又八第二号」と、「総会
」とあるのは、「社員総会」と、同条第三項中、「第三十条ノ二第二項
」とあるのは、「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律
第七十二条第二項」と、同条第四項中、「第四十九条第一号」とある
のは、「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第一百六
条第一項第一号」と、同条第五項中、「第十六条」とあるのは、「特定
目的会社による特定資産の流動化に関する法律第七十二条第三項」
と、同法第五十五条第一項中、「出資」とあるのは、「特定出資」と、
同条第二項中、「出資全額」とあるのは、「特定出資全額」と、「未済
ナル出資」とあるのは、「未済ナル特定出資」と、同条第三項中、「第
十六条」とあるのは、「特定目的会社による特定資産の流動化に関す
る法律第七十二条第三項」と、同法第五十六条第二項中、「社員」と
あるのは、「特定社員若八優先出資社員」と、同法第十二条第一項中
「社員」とあるのは、「特定社員」と、「出資全額」とあるのは、「特
定出資全額」と読み替えるものとする。

第八節 資産流動化計画の変更

(資産流動化計画の変更)

第一百八条の二 特定目的会社は、社員総会の決議によらなければ資産流動化計画を変更することができない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については資産流動化計画を変更することができない。

- 一 第五条第一項第三号に掲げる事項のうち総理府令で定めるもの
- 二 第五条第一項第二号、第四号及び第五号に掲げる事項のうち総理府令で定めるもの(あらかじめその変更を行う場合の条件が資産流動化計画に定められている場合を除く。)
- 三 資産流動化計画にその変更ができない旨の定めがあるもの

3 前二項の規定にかかわらず、特定目的会社は、次に掲げる場合には、資産流動化計画を変更することができる。

- 一 その変更の内容が総理府令で定める軽微な内容である場合
- 二 社員、特定社債権者、特定約束手形の所持人及び特定目的借入に係る債権者(次項において「利害関係人」という。)の全員の当該変更に係る事前の承諾がある場合
- 三 その他投資者の保護に反しないことが明らかな場合として総理府令で定める場合

4 特定目的会社は、資産流動化計画の変更を行ったとき(前項の規定による場合に限る。)は、遅滞なく、その旨を各利害関係人に通知し、又は公告しなければならない。

(計画変更決議)

(新設)

第一百八条の三 次の各号に掲げる特定目的会社は、資産流動化計画の変更の決議（以下この節において「計画変更決議」という。）を行う社員総会に係る第五十二条第一項の規定による招集の通知を行うときは、当該各号に定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

一 特定社債を発行している特定目的会社 第一百八条の五第五項の規定により資産流動化計画の変更に対抗する旨を特定目的会社に対し通知した特定社債権者が有する特定社債の額の合計額

二 特定約束手形を発行している特定目的会社 第一百八条の六第四項の規定により資産流動化計画の変更に対抗する旨を特定目的会社に対し通知した特定約束手形の所持人に係る特定約束手形に係る債務の額の合計額

三 特定目的借入れを行っている特定目的会社 第一百八条の七第二項において準用する第一百八条の六第四項の規定により資産流動化計画の変更に係る異議を特定目的会社に対し述べた特定目的借入れに係る債権者に係る特定目的借入れの額の合計額

2 第三十八条の二第三項及び第四項の規定は、計画変更決議について準用する。

（反対優先出資社員の優先出資買取請求権）

第一百八条の四 計画変更決議を行う社員総会に先立ってその変更に対抗する旨を特定目的会社に対し書面をもって通知し、かつ、当該社員総会において反対した優先出資社員は、当該特定目的会社に対

（新設）

（新設）

し、自己の有する優先出資を当該計画変更決議がなければ当該優先出資が有すべき公正な価格をもって買い取るべき旨を請求することができる。

2 前項の請求は、計画変更決議の日（特定社債を発行する特定目的会社にあつては、次条第一項に規定する特定社債権者集会の承認の決議の日。次項において同じ。）から二十日以内に優先出資の種類及び口数を記載した書面を提出して行わなければならない。

3 優先出資の価格の決定につき、優先出資社員と特定目的会社との間に協議が調つたときは、特定目的会社は、計画変更決議の日から九十日以内にその支払を行わなければならない。ただし、次条第五項、第百十八条の六第四項又は第百十八条の七第二項において準用する第百十八条の六第四項の規定による特定社債、特定約束手形及び特定目的借入れに係る債務について弁済又は相当の財産の信託を完了した後でなければその支払を行うことができない。

4 商法第二百四十五条ノ三第三項から第五項まで（買取請求の手續（及び第二百四十五条ノ四（買取請求の失効）の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同法第二百四十五条ノ三第三項中「決議ノ日」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百十八条の三第一項ノ計画変更決議ノ日（特定社債ヲ発行スル特定目的会社ニ於テ八同法第百十八条の五第一項ニ規定スル特定社債権者集会ノ承認ノ決議ノ日）」と、「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同条第五項中「株式」とあるのは「優先出資」と、「株券」とあるのは「優先出資証券」と、同法第二百四十五条ノ四中「第二

百四十五条ノ二」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百十八
条の四第一項」と、「株主」とあるのは「優先出資社員」と、「第
二百四十五条第一項二掲グル行為」とあるのは「資産流動化計画ノ
変更」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令
で定める。

(特定社債権者集会の承認)

第百十八条の五 特定社債を発行している特定目的会社は、計画変更
決議により資産流動化計画の変更を行うときは、当該計画変更決議
のほか特定社債権者集会の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により特定目的会社が特定社債権者集会を招集すると
きは、第百十三条第一項において準用する商法第百三十九条第一
項において準用する同法第百三十二条第一項の規定にかかわらず
、計画変更決議を行う社員総会の会日の一月前までに、各特定社債
権者に対して招集の通知を発しなければならない。

3 特定目的会社は、第一項の規定による特定社債権者集会を招集す
るときは、二週間以上の期間を定め、かつ、各特定社債権者に対し
その変更に対抗するときは当該期間内にその旨を書面をもって通知
すべきことを求めなければならない。この場合において、特定目的
会社は、当該期間を前項の招集の通知に記載しなければならない。

4 第一項の規定による特定社債権者集会を招集する特定目的会社が
無記名式の特定社債券を発行しているときは、第百十三条第一項に
おいて準用する商法第百二十条第二項の規定にかかわらず、計画

(新設)

変更決議を行う社員総会の会日の一月前までに、特定社債権者集会を招集する旨及び会議の目的たる事項を公告しなければならない。この場合においては、前項の規定により定められた期間を併せて公告しなければならない。

5 第三項の場合において、特定社債権者が同項の規定により定められた期間内に資産流動化計画の変更に反対する旨を特定目的会社に対し書面をもって通知し、かつ、特定社債権者集会において反対したときは、特定目的会社は、当該特定社債権者が有する特定社債について弁済をし、又は弁済を行わせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。

6 第六十条の規定は、第一項の規定による特定社債権者集会の承認の決議について準用する。この場合において、同条第二項中「第五十二条第一項」とあるのは「第一百八条の五第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(特定約束手形の所持人の反対)

第一百八条の六 特定約束手形を発行している特定目的会社は、計画変更決議により資産流動化計画の変更を行うときは、当該計画変更決議を行う社員総会の会日の一月前までに、二週間以上の期間を定め、かつ、その変更に対処するときは当該期間内にその旨を書面をもって通知すべきことを公告しなければならない。

2 特定約束手形の所持人は、当該特定約束手形を供託しなければ前項の反対をすることができない。

(新設)

3 特定約束手形の所持人が第一項の規定により定められた期間内に反対の旨を書面をもって通知しなかったときは、資産流動化計画の変更を承認したものとみなす。

4 特定約束手形の所持人が反対の旨を書面をもって通知したときは、特定目的会社は、当該特定約束手形の所持人に係る特定約束手形に係る債務について、資産流動化計画の変更を行った後遅滞なく弁済を行わせることを目的として、信託会社等に相当の財産を信託しなければならぬ。

(特定目的借入れに係る債権者の異議)

第百十八条の七 特定目的借入れを行っている特定目的会社は、計画変更決議により資産流動化計画の変更を行うときは、当該計画変更決議を行う社員総会の会日の一月前までに、二週間以上の期間を定め、かつ、特定目的借入れに係る各債権者に対しその変更に関するときは当該期間内にこれを述べるべき旨を催告しなければならぬ。

2 前条第三項及び第四項の規定は、特定目的借入れに係る債権者について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは、「第百十八条の七第一項」と読み替えるものとする。

第九節 優先資本の減少

(優先資本の減少)

(新設)

第一百八条の八 優先資本の減少は、次条の規定により行う場合及び第一百九条の規定による手続を経て行う場合のほか、社員総会の決議をもって行わなければならない。

(新設)

2 第三十八条の二第三項及び第四項並びに商法第三百七十五条第二項(資本減少の決議)及び第三百七十六条(資本減少の方法及び手続)の規定は、前項の規定による優先資本の減少について準用する。この場合において、同法第三百七十五条第二項中、「第二百三十二条」とあるのは、「資産の流動化に関する法律第五十三条第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 第一項の規定は、資産流動化計画において優先資本の減少を行うことができない旨を定めることを妨げない。

(新設)

第一百八条の九 特定目的会社は、次に掲げる事項について資産流動化計画に定めがある場合に限り、取締役の決定(取締役が数人あるときは、その過半数をもってする決定)をもって優先資本の減少を行うことができる。

- 一 各優先資本の減少を行う目的、要件、方法及び時期
- 二 各優先資本の減少の額又はその計算方法
- 三 その他総理府令で定める事項

2 前項の場合において、特定目的会社は、取締役の決定の二週間前に、当該優先資本の減少に係る同項各号に掲げる事項を公告しなければならない。